

令和5年 第1回

身延町議会定例会会議録

令和5年3月 2日 開会

令和5年3月16日 閉会

山梨県身延町議会

令和 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 2 日

令和5年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和5年3月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針並びに議案の説明
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第11 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第12 議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 日程第13 議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第14 議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算
- 日程第21 議案第17号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算

日程第24	議案第20号	令和5年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第25	議案第21号	令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第26	議案第22号	令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第27	議案第23号	令和5年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第29	議案第25号	令和5年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第30	議案第26号	令和5年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第31	議案第27号	令和5年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第32	議案第28号	令和5年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第33	議案第29号	令和5年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第34	議案第30号	令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35	議案第31号	令和5年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第36	議案第32号	令和5年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第37	議案第33号	令和5年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第38	議案第34号	令和5年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第39	議案第35号	令和5年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第40	議案第36号	令和5年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第41	議案第37号	身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更について
日程第42	議案第38号	矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更について
日程第43	同意第1号	身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第44	同意第2号	身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第45	同意第3号	身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第46	同意第4号	身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第47	同意第5号	身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
日程第48	同意第6号	身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
日程第49	同意第7号	身延町曙財産区管理会委員の選任について

日程第50 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

日程第51 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(13人)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
1番	遠藤公久		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ、執行部各位には令和5年第1回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内での感染者も減少傾向であります。

本町でも、小学校の一部児童に感染が確認されるなど、若干心配をしているところではありますが、これから年度末に向けて卒業式等が予定されております。町民の皆さまをはじめ、関係者ならびに職員の皆さまには、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしたいと思います。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

12番 渡辺文子君

13番 伊藤達美君

1番 遠藤公久君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、お手元に配布のとおり条例案4件、指定管理者の指定期間の変更2件、組合契約の変更1件、補正予算案7件、当初予算案21件、請負契約の変更2件、人事案件9件の計46案件です。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に12月定例会以降の議会関係の諸行事につきましては、お手元に配布の資料のとおり報告としますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針ならびに議案の説明。

町長からの施政方針ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

寒暖差の激しい日々が続きましたが、庭先の梅の花も開き、いよいよ春を感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに令和5年第1回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、国は昨年9月以降、感染症対策の取り組みの一つとして強い行動宣言を行うことなく、重症化リスクの高い方を守るため、新型コロナウイルスに感染した方の全数届出の見直し等を実施いたしました。

また、ウィズコロナに向けてマスク着用について、3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることとし、そしてコロナ禍からの脱却の大きな一歩として、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとして、5類感染症に位置付ける方針を出しました。

この変更に伴い、患者さんへの対応、医療提供体制の確立など、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う議論等が進められております。

一方、本町の12歳以上のオミクロン株対応ワクチンの接種状況につきましては、令和4年10月から個別接種を開始いたしました。集団接種は下山小学校体育館を会場に10日間計画し、昨年の10月29日から始めて12月25日に終了をいたしました。個別接種につきましては、今月3月まで続けていきますが、2月15日現在の接種率は61%となっております。

今後の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、段階的な意向で調整されていくものと考えられますが、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、国から発せられる情報に注視しながら感染症対策を進めてまいります。

それでは、これより議案の説明および行政報告をいたします。

まずは、今議会定例会に提案いたします、予算につきまして申し上げます。

令和4年度一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を増減させていただいております。

特に、一般会計の第2表 繰越明許費補正において、翌年度への繰越事業の追加および変更をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、令和4年度における普通交付税につきましては、令和4年度の国の補正予算により地方交付税の総額が増額され、本町におきましては、8,650万7千円が追加交付されること

となりました。これは国における国税の収入補正に伴い、地方交付税が増額されるとともに、基準財政需要額に臨時経済対策費の新たな費目が創設されたことによるもので、これにより令和4年度一般会計補正予算（第12号）にて、普通交付税の額を増額いたしました。

また、決算見込みによる余剰金を今後の事業を見据えて、公共施設整備基金への積み増しを行います。

次に、令和5年度身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和5年度の町税収入は、特に従前から危惧しております人口減少に伴う個人住民税の減少、ならびに喫煙者の減少等による町たばこ税の減収に加え、物価上昇に伴う地域経済活動の低迷等による要因を見ますと、町税収入を取り巻く環境は厳しいものがあると考えております。

さらに、本町の基幹財源であります地方交付税については、コロナ禍からの景気回復を見込んだ国の当初予算案をもとに県による試算が行われ、本町においても交付税総額が昨年度並みになる見込みであることが予想されるところであります。

また、歳出予算につきましては、令和5年度は将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを計画した予算を編成したところであります。

令和5年度一般会計予算は総額104億1千万円で、令和4年度と同額規模としたところあります。

主要事業を申し上げますと、1つ目として、身延中学校建設に向けての工事等関連予算において、令和4年度から令和5年度にわたる継続事業の2年目として、16億9,577万9千円を計上させていただきました。

2つ目として、中富・身延の給食センターを統合して、本年8月から給食の業務委託が始まる新しい給食センター建設に向けての工事等関連予算を計上し、こちらも令和4年度から令和5年度にわたる継続事業の2年目といたしまして、2億4,046万3千円を計上いたしました。

3つ目として、湯之奥金山博物館空調設備改修事業費5,557万2千円を計上いたしました。

4つ目として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による「身延町総合戦略のアクションプラン」に記載された子育て支援、移住・定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、「まち・ひと・しごと創生事業費」に2億3,167万円を計上したところあります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により、総額52億8,691万6千円となったところであり、この中には町民生活に直結したインフラ事業であります簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

町内の現状を見ますと、新型コロナウイルス感染症による町民生活の制限や地域経済活動の低迷がまだまだ続くと思われませんが、令和5年度予算議決後は、町民目線に立ちまして、行政サービスを低下させることなく、スピード感をもって職員一丸となって予算執行に当たりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの申請交付事務についてであります。

国では、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指しております。また、来年度秋をめどに、現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替えると表明しております。そのためにも、本町では普及促進に向けた申請サポートによる各種の取り組みをこの1年、実施してまいりました。

カードの交付状況であります。令和5年1月末時点の交付枚数は6,883人、交付枚数率ですが64.2%で、県内では3位の位置付けとなっております。

ちなみに、令和4年3月末時点の交付枚数率39.4%から伸び率は約25%となっているところであります。

引き続き、制度の周知・広報活動を強化し、カードを希望する町民の皆さまの早期取得を目指し、更なる普及促進に努めてまいります。さらに、カードの利活用の拡大につきましても取り組みを進め、町民にとって利便性の高いマイナンバーカードとなるよう、庁内連携を図り進めてまいります。

次に、身延中学校新校舎整備事業ならびに身延町学校給食センター建設事業の進捗状況についてであります。

ウッドショックに端を発し、ロシアのウクライナ軍事侵攻に伴う世界情勢不安により、物流の滞りや資機材の高騰など、われわれを取り巻く状況は大変厳しい状況ですが、工程の見直しや資機材の早期発注に努め、影響を最小限にとどめているところであります。

現在、身延中学校新校舎建設工事では、基礎工事の地盤改良が完了し、耐火コア部のRC棟に着手し、1階部分の壁、スラブのコンクリート打設が完了し、2階部分の柱、壁の配筋・型枠の設置が行われています。4月中旬からは木造部分の建て方が始まり、身延山久遠寺から寄付していただきました丸太材や間伐材、構造材となるキーテック製のLVLが立ち並ぶ予定であります。

また、身延町学校給食センター建設工事では、建物の外部工事はほぼ完了し、内部工事の壁や天井工事が行われ、外構工事では排水側溝の設置が行われております。工事は順調に進捗しており、予定どおり4月末の完成を見込んでいます。施設の供用開始は8月を予定しており、夏休み明けの2学期から本格稼働となります。

次に、PFI事業による下部温泉健康増進施設整備計画の進捗状況についてであります。

現在、建物の躯体外部の工事が完了し、配管や配線工事、壁や天井の設置工事など内部工事が行われており、駅のホームから見える施設の外観も完成形に近づいております。

また、懸案事項でありました駐車場の用地確保についても隣接するJRの用地取得の合意が得られ、4月末のゴールデンウィーク前の開業に間に合うよう整備を行っております。

現時点では、4月28日のオープンということで予定をしております。その前に4月25日に竣工式を行って、先ほど言いました28日に一般オープンということで予定しております。

今後につきましては、身延町スポーツ健康増進施設条例に基づき、スポーツジムにおける運動プログラムなど、運営内容につきましても指定管理者と更なる協議を行い、幅広く集客できる地域観光の核および町民の健康増進に寄与する施設となるよう、工事を進めてまいります。

次に、ワンだふる商品券についてであります。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に加えて、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰対策として、町内の事業者への支援と地域での消費喚起を促すため、町民1人あたり2万5千円の商品券の給付事業を実施したところ、1月31日をもって無事取り扱い業

務を終了することができました。

換金額につきましては、2億5,664万6千円で、98%の換金率となりました。

特に事業者の皆さま方におかれましては、商品券給付事業に多くの協賛をいただくとともに、長期間にわたる換金事務にご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

今後も感染症対策と経済回復を両立させるべく、効果的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、株式会社クサリのサンロードとの包括連携協定の締結についてであります。

身延町と株式会社クサリのサンロードは、相互に連携を図り、身延町内の活性化や健康増進など健康的で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、去る2月27日（月曜日）に町長室において、包括連携協定を締結いたしました。

連携事項といたしましては、1つ目として健康づくり・食育の推進に関する事、2つ目として出産・子育て支援に関する事、3つ目としてスポーツの推進に関する事、4つ目として観光商工振興に関する事、5つ目として防災および地域の安全・安心に関する事、6つ目としてその他、地方創生・地域活性化に関する事の6項目で、包括連携協定のもと、具体的な施策の取り組みの内容を協議して、これからも進めてまいりたいと考えております。

次に、町の歌「おかえりなさい 少年たちよ」YouTube 5万回視聴突破についてであります。

身延町の歌「おかえりなさい 少年たちよ」がYouTubeで5万回視聴を突破いたしましたので、ご報告を申し上げます。

町の歌は、「みんなで歌える町の歌をつくってほしい」という子どもたちの希望を「身延町子どもの夢を叶えるプロジェクト」で実現し、合併15周年式典の記念に披露して以来、3年半が経過をしたところであります。

この間、多くの皆さまから好評をいただいております。インターネット動画サービスサイトYouTubeにおいて、年間1万4千件を超える視聴をいただき、2月11日に視聴回数5万回を突破いたしました。

視聴者の皆さまからは、「歌声、歌詞、メロディーに優しい気持ちになる」「懐かしい」「感動する」「身延町を訪れてみたい」などのメッセージをいただいております。

今後も身延町の歌が町内外の多くの皆さまから愛され、身延町のPRも図られる広がり期待をしているところであります。

次に、令和5年「身延町二十歳の集い」についてであります。

令和5年1月8日（日曜日）、身延町総合文化会館において、令和5年「身延町二十歳の集い」を挙行いたしました。令和4年4月に民法の一部が改正され、成人年齢が18歳に引き下げられたことから、式典名称を「身延町成人式」から「身延町二十歳の集い」に改め、引き続き20歳を迎える方を対象に開催をいたしました。

開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症対策として、短時間での式典実施や保護者の入場人数を制限させていただくなど、できる限り安心・安全に配慮し、各種対策を講じて実施をさせていただきました。

本年、20歳を迎える本町における対象者は64名おり、そのうち56名の方に出席をいただきました。非常に和やかな雰囲気です式典が進む中、代表者から力強い誓いの言葉が述べられ、大変頼もしく感じられました。

20歳を迎えた皆さまには、将来の夢を描き、明日につながる努力を惜しまず、これからも有意義な人生を歩んでいただきたいと思います。

次に令和4年第4回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてから議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての条例関係4議案、議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理の指定の期間の変更についておよび議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更についての指定管理者関係2議案、議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更について、議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第12号）から議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）までの補正予算7議案、議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算から議案第36号 令和5年度身延町下山地区財産区特別会計予算までの令和5年度当初予算21議案、議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更について、議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更について、同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてから同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任についてまでの人事案件8件、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上、全体で46案件をご提案させていただきます。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご議決をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます、私の施政方針および議案説明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の施政方針ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長から教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

議会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

令和5年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は、教育基本法を基盤とした教育目標の実現を目指し、「第2期身延町教育大綱」および「第2期身延町教育振興プラン」に基づき、“明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり”の実現を目指し、「第2次身延町総合計画」ならびに「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基軸として、明日を担う子どもたちを育成するため、新しい時代の学びに求められる課題に対応しながら、教育行政の運営に努めてまいります。

また、国内の感染確認から3年余り経過いたしました、新型コロナウイルス感染症はいまだに収束する気配はありません。教育委員会としましては、引き続きできる限りの感染予防対策

を講じる中で、子どもたちの学びの保障と生涯学習の機会の確保に努めてまいります。

学校教育関係におきましては、児童生徒の個性を尊重した教育を推進し、新しい時代に必要となる資質や能力を育成し、確かな学力の向上とともに豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てる教育を各学校と連携しながら推進してまいります。

新学校給食センターにつきましては、令和5年8月稼働に向けて準備が進んでいます。新設される給食センターは、最新の衛生管理基準に対応した施設で、清潔で安心・安全な給食を提供します。

また、併せて給食配送車2台を新規購入し、調理等の業務委託も8月の稼働に合わせて新たに開始しますが、民間委託により調理や衛生管理などの面で民間のノウハウの活用や調理員確保、人材育成の面で期待ができ、給食の安定供給を図ります。

安心・安全で児童生徒に喜ばれるおいしい給食を提供するとともに、健全で安定した給食運営の確保を図るよう取り組んでまいります。

連携型中高一貫教育につきましては、身延高校との各種連携事業を引き続き実施し、学校間の交流を深め、中高の連携を推進してまいります。

きめ細かな教育のための教職員等の配置・町単独教職員の配置・特別支援教育の支援員・放課後見守り員の配置・学校司書の配置につきましては、レベルを落とさず引き続き継続的に行ってまいります。

ICT教育につきましては、児童生徒一人一台のタブレット型パソコンの整備、教員のICT活用指導力を向上させるため、各学校にICT支援員を配置するなどにより、着実にICT教育の推進を図っております。

更なるICT教育を進めるため、より深い学びにつなげるツールとして、小中学校への電子黒板の導入に取り組んでまいります。電子黒板は、文字や図の書き込み、電子ファイルとして保存、パソコンなど、ほかの情報機器と連携した活用によって、より分かりやすい授業の実現を支援することが期待できます。

「学びの向学館」につきましては、教員OB・OGの方々を中心にご協力を得て実施している学習支援活動で、本町の地域力の象徴とも言える独自事業であります。

児童生徒の学力の向上を目指すとともに、学ぶことの楽しさを知る機会にもなっており、引き続き充実した内容になるよう取り組んでまいります。

また、イングリッシュキャンプにつきましては、コロナ禍ではありましたが、感染対策を講じる中で、令和4年度は小学生は町内施設で英語を母国語とするネイティブと1日、英語学習を行い、中学生は東京にある英語教育専門施設でネイティブと英語漬けの体験を1日、行いました。

参加者からは「楽しかった」「自分の英語を通じて自信になった」「貴重な体験ができた」と次の学びにつながる取り組みになりました。

今後もコロナの状況を見極めながら実施できるよう努め、児童生徒の英語力の向上につながる取り組みを行ってまいります。

教育に係る保護者負担の軽減および学校教育環境の充実を図るため、「第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく各種事業を継続してまいります。内容は、学校給食費の全額補助、修学旅行費の全額補助、入学支度金の支給、補助教材費への公的負担、校外学習費の全額補助、各種検定料への助成であります。

様々な教育費への経済的支援により、子育て世代の負担を軽減し、教育環境の充実に取り組んでまいります。

通学支援につきましては、利用する児童生徒の状況を勘案する中、身延清稜小学校で1路線、下山小学校で4路線、身延小学校で4路線、身延中学校で4路線、合計13路線でスクールバスの運行を実施してまいります。

山間地の徒歩通学困難地域での児童生徒送迎用タクシー事業も引き続き実施し、通学の支援をしてまいります。

広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の通行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く、支持も厚いため、令和5年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

また、中学校移転後の通学支援の在り方につきましては、中学校と連携を図りながら協議しており、夏ごろには保護者説明会を開催する予定です。

いじめに関する重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。

生涯学習課関係におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各事業の実施については、中止や書面会議などの対応を余儀なくされ、生涯学習活動全般にわたり活動の停滞を招く状況となりました。しかしながら、生涯学習の推進のため、各施設では新型コロナウイルス感染症対策を講じる中で、できる範囲での開催を目指し、規模縮小や開催方法の工夫をしながら事業展開を図ってまいりました。

今後も同様な状況が続くと予想しておりますが、本格的な生涯学習活動に向け、感染防止対策の徹底を継続し、各種施策に取り組んでまいります。令和5年度には、生涯学習施設の老朽化に伴う施設更新、下部温泉駅前にオープンする新たな施設の運営等、更なる生涯学習活動の推進のために努めてまいりたいと考えております。

令和5年4月下旬にオープンを目指しているスポーツ健康増進施設、通称、ヘルシースパサンロードしもべの湯につきましては、運営に向け準備を進めております。

すでに指定管理者の指定や関連条例、規則を制定しております。日帰り温泉施設とスポーツジムを併設しており、多くの町民の皆さまに利用していただけるよう取り組んでまいります。

また、町の観光振興、地域資源を生かした交流人口の拡大を目指してまいります。

次に、湯之奥金山博物館につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、来館者数も回復の傾向にあり、多くの方にご来館いただいております。

その博物館も建設してから25年が経過し、建物に付随する設備の修繕を繰り返しております。特に空調設備につきましては、経年による故障が重なっておりますが、交換部品の製造中止等により修繕不可能な箇所が多くなっており、令和5年度において大規模改修を計画しており、当初予算への計上をさせていただいております。

次に、西嶋和紙の里では空調設備の大規模改修が終わり、来館された方に快適な空間を提供しながら、紙漉き体験や和紙の販売を行っております。そのような中、施設全体の指定管理者制度導入に向けて、令和4年度中に既存施設での指定管理を目指しておりましたが、より誘客が期待できる施設への用途変更について調査・検討を重ね、新たなスタートに向けた準備を進めてまいります。

本町の伝統産業である西嶋和紙の振興、また西嶋和紙の里の誘客を図るために、これからも鋭意努力してまいります。

次に「子育て・親育ち相談室」ですが、年12回の相談室の開催を実施しております。悩みを抱えた子どもたちや保護者は年々増える傾向にあり、この相談室が問題解決につながる糸口になっております。

引き続き支援を実施し、子どもたちが心身ともにたくましく健やかに成長することを願い、また悩みを抱える保護者の受け皿となるような取り組みを継続してまいります。

生涯学習課の事業は、「生涯学習・公民館などの活動支援」、「生涯スポーツの推進」、「文化芸術の振興」、「青少年健全育成」および「文化財の保護」など多岐にわたります。

コロナ禍の影響を受け、厳しい環境ではありますが、町民一人ひとりが生涯にわたり、学習やスポーツをする機会を少しでも多く提供し、健康で明るいまちづくりを推進してまいります。

施設整備課関係につきましては、児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう、平成30年度に策定された身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会を組織し、協議内容を取りまとめた提言書により、基本計画の策定を進め、基本設計、実施設計の業務を推進してまいりました。令和4年度・令和5年度の2カ年で身延中学校建設工事および給食センター建設工事を進め、給食センターは令和5年8月に稼働できるよう、新校舎は令和6年4月に開校ができるよう整備を進めております。

身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校の校舎等については、今後、大規模改修などにより長寿命化を図っていく予定ですが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られるよう、手法・工法等を検討しながら環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

健康増進施設につきましては、町では、療養、保養、休養を目的とした日帰り型温泉施設と併せて幅広い年齢層の健康保持や体力向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設をPFI事業により、令和5年4月下旬のオープンに向け整備を進めてまいります。

以上、本町の教育行政推進にあたり、議員各位・町民各位のご理解とご協力をお願いしながら令和5年度の教育方針といたします。

○議長（上田孝二君）

教育長の教育方針を終わります。

日程第6 議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お手元の議案説明書の1ページをご覧ください。

議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてでございます。

提案理由ですけれども、予防接種法に基づく定期の予防接種等に係る健康被害救済措置の手続において、町が医学的見地から調査等を行う調査委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、身延町予防接種健康被害調査委員会条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景等でございますけれども、予防接種法に基づく定期の予防接種および臨時の予防接種に係

る健康被害救済措置の手續において、町では医学的見地から調査等を行い、その結果について県を通じて国へ報告することとなります。

現在、本町ではこの調査等に対応するため、身延町予防接種事故調査会要綱に基づく調査会を設置することとしているところ、地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定されており、改めて条例として規定を整備し直すものでございます。

内容といたしまして、第1条は身延町予防接種健康被害調査委員会の設置についてを規定しております。

第2条は、委員会の所掌事務を規定しているものでございます。

第3条、委員会は、委員5人以内をもって組織し、第2項で具体的に委嘱または任命する者を規定しております。

第4条は、委員会に委員長を置くこと、およびその選出方法等を規定しております。

第5条は、委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となることや会議の成立要件などを規定しております。

なお、会議は非公開といたします。

第6条は、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないが、その職を退いた後も同様であることを規定しております。

第7条は、健康被害が生じた予防接種を所管する課が、委員会の庶務を担当することを規定しております。

第8条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定しております。

附則として、経過措置を定めております。

この条例の施行と同時に、身延町予防接種事故調査会要綱を廃止することになるため、附則第2項で要綱に基づく調査会をこの条例に基づく委員会とみなし、附則第3項で未了の調査案件を委員会が処理すべき案件として引き継ぐこととし、事務に支障がないように規定しております。

また、最初の会議や委員が解任された後に招集される最初の会議は、町長が招集することを規定しております。

施行期日については、公布の日から施行するという内容でございます。

以上ですけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第7 議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

お手元に配布の議案書をご覧ください。

議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例の議案を提出します。

提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布されたことに伴い、身延町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、議案説明書3ページをご覧ください。

改正の背景について説明いたします。

出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険の被保険者または被扶養者が出産したときは、健康保険法（大正11年法律第70号）等の政令に基づく保険給付として、出産育児一時金を支給しており、その支給額につきましては、出産費用等の状況を踏まえて弾力的な改定を実施することとされており、政令において規定しておりますが、今般、国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案して、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。

これによりまして、出産育児一時金の支給について、健康保険法施行令第36条に規定する「40万8千円」から「48万8千円」に支給額を改定することになりました。この改正政令に伴い、本町の国民健康保険においても同様に支給額を引き上げることとし、身延町国民健康保険条例の一部を改正することにいたしました。

次に、改正内容について説明いたします。

今回の改正は、出産育児一時金の支給額を引き上げるもので、身延町国民健康保険条例第5条第1項に規定する出産育児一時金の額、改正前の現行の「40万8千円」から「48万8千円」に改めるというものです。

これによりまして、身延町国民健康保険出産育児一時金支給規則に定めるところにより、産科医療補償制度の掛金として、この制度に加入しています分娩施設で出産した場合の加算額1万2千円を加えまして、改正後の支給総額を50万円とすることになります。

支給期日につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和5年4月1日といたします。

なお、この一部改正条例の施行期日前に出産した場合の出産育児一時金の額につきましては、改正前の例により取り扱う旨を附則に規定いたしました。

以上で、議案第3号の説明は終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

それでは議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

提案理由につきましては、下部温泉会館条例を廃止する条例が公布されたことに伴い、身延町町営駐車場条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容を説明させていただきます。

背景につきましては、身延町下部温泉会館が令和4年度末に廃止することに伴い、「下部温泉会館駐車場」の名称を「下部温泉郷駐車場」に改め、引き続き道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に供するとともに商工観光の振興を図るものです。

改正の内容につきましては、身延町町営駐車場条例第2条の表、第5条、第9条第2項、別表中の3につきまして、いずれも「下部温泉会館駐車場」を「下部温泉郷駐車場」に改めるものです。

施行期日は令和5年4月1日です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、議案説明書により説明させていただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、民法の一部を改正する法律の一部が施行されたことに伴う児童福祉法施行規則、その他の児童福祉関係省令の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例及び身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして内容でございますが、背景といたしまして、民法等の一部を改正する法律の一部が施行されたことにより、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律中の懲戒権に関する規定を削る改正が行われ、この法律改正を受け、児童福祉法施行規則等8つの児童福祉関係府省令が改正されました。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、保育所を含む児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準について、国が定める基準に従い、条例で定める事項として「児童の安全確保」を追加する改正が行われました。

保育所等における送迎用バスに園児が置き去りにされた事案を受け、関係府省令において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を新設する改正を行う一部改正府省令等が公布されました。

次のページをご覧ください。

以上によりまして、関係する条例に必要な整備を行います。

内容でございますが、改正条例第1条といたしまして、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。

第26条「懲戒に関する権限の乱用禁止」を削除いたします。

改正条例第2条、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正。

「安全計画の策定等」として、安全に関する事項に関する計画の策定、周知、研修、訓練等に関する規定を第7条の2として追加いたします。

「自動車を運行する場合の所在の確認」として、送迎目的の自動車を運行する際の乗降車時の利用乳幼児の所在確認、車内の利用乳幼児の見落とし防止装置設置に関する規定を第7条の3として追加します。

第14条第2項において、「必要な措置を講ずる」と規定されていた感染症等の予防およびまん延防止について明確に規定いたします。

第13条「懲戒に関する権限の乱用禁止」を削除いたします。

改正条例第3条、身延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

改正条例第2条と同じく、第6条の2および第6条の3として、「安全計画の策定等」と「自動車を運行する場合の所在の確認」を追加いたします。

「業務継続計画の策定等」として、業務継続計画の策定、周知、研修および訓練等に関する規定を第12条の2として追加いたします。

第13条において「必要な措置を講じる」と規定されていた感染症等の予防およびまん延防止について明確に規定をいたします。

施行期日でございますが、令和5年4月1日からでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第10 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

議案第6号について、ご説明申し上げます。

議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定期間を下記のとおり変更すること

について、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋383番地

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 みのぶうどん生産組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町西嶋380番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 川口美津枝

3. 指定の期間の変更 平成31年2月1日から令和5年3月31日までを平成31年2月1日から令和6年3月31日までに変更するものであります。

提案理由を申し上げます。

身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景につきまして、ご説明申し上げます。

西嶋和紙の里は、西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称味菜庵、和紙売店および紙漉き体験ができる活性化施設、ふれあい会館の3つの施設で構成しており、これまで味菜庵のみが指定管理により運営されております。

令和4年度に和紙の里全体について、既存施設での指定管理者制度導入を目指しておりましたが、再度、より誘客が期待できる施設へ用途変更について調査・検討を重ね、新たに道の駅としてリニューアルに向けた準備を進めてまいります。

そのため、今回、令和4年度末をもって指定管理の期間満了を迎える西嶋和紙の里特産品加工販売所、通称味菜庵につきまして、指定管理者として指定する期間を令和6年3月31日までの1年間延長するものであります。

なお、期間の延長ですので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、また指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名につきましては、変更はございません。

また、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき、令和5年1月26日（木曜日）、午後1時30分から本庁2階会議室において、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定の期間の変更について慎重に審査をしていただいた結果、ご理解をいただいております。

以上、議案第6号の内容説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

それでは議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定期間の変更について、ご説明申し上げます。

身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 指定管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設

所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又4 2 5番地1 および相又5 2 5番地1

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 企業組合みのぶゆばの里とよおか

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町相又4 2 5番地1

代 表 者 の 氏 名 代表理事 千頭和光

3. 指定の期間の変更 平成31年2月1日から令和5年3月31日までを平成31年2月1日から令和6年3月31日までに変更するものでございます。

提案理由を申し上げます。

身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景などお話ししましたのは、本件施設は昨年の第1回定例会においてご議決いただき、指定管理期間を1年延長し、本年3月末までとしたところでありますが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状態が続いております。

そこでさらに1年、指定管理期間を延長し、ホームページのリニューアルによる情報発信、オンラインショップの開設、キャッシュレス決済の導入を行うとともに、これらを管理できる地域おこし協力隊の募集を行っております。さらに、新年度では指定管理料500万円を指定管理者に支払い、経営状況の改善を目指すものでございます。

また、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき、1月26日（木曜日）、午後1時30分から本庁2階会議室において、身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定管理期間の変更および指定管理料の支払いについてご説明をさせていただき、慎重に審議をしていただきました結果、ご理解をいただいております。

つきましては、本議案のご議決と併せ、これら経営改善に向けた予算を当初予算において措置させていただきましたので、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更について、内容説明をいたします。

議案説明書の7ページをご覧ください。

提案理由につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合の共同処理する事務及び同組合の規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものであります。

背景および内容等につきましては、峡南広域行政組合の共同処理する事務のうち、峡南ふるさと市町村圏事業の実施ならびに連絡調整に関する事務の廃止に伴い、組合の処理する事務を定めた規約第3条第1号で規定している「峡南ふるさと市町村圏事業の実施並びに連絡調整」を「峡南広域圏（構成町の区域をいう。）の地域振興事業」に改正するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号の提案理由ならびに内容説明を終わります。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第13 議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第12号）
日程第14 議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第16 議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18 議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第19 議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

それでは、議案第9号から議案第15号までの令和4年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,319万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,892万4千円といたしました。

第2表 継続費の補正について、ご説明します。

第2表 継続費補正により、継続費の総額および年度割額を変更いたします。

8款土木費、4項都市計画費、都市計画マスタープラン作成事業において、継続費総額を970万2千円から902万円とし、年度割額は令和4年度分を700万7千円から478万5千円に、令和5年度分を269万5千円から423万5千円に変更いたします。

10款教育費、1項教育総務費、中学校建設事業において、継続費総額を27億129万8千

円から26億5,258万7千円とし、年度割額は令和4年度分を10億8,051万9千円から10億6,103万5千円に、令和5年度分を16億2,077万9千円から15億9,155万2千円に変更いたします。

給食センター建設事業において、継続費総額を6億5,967万円から5億9,463万2千円とし、年度割額は令和4年度分を3億9,580万2千円から3億5,677万9千円に、令和5年度分を2億6,386万8千円から2億3,785万3千円に変更いたします。

第3表 繰越明許費の補正についてご説明します。

第3表 繰越明許費補正により、令和5年度への繰越明許事業を変更および追加いたします。2ページをお開きください。

追加する事業につきましては、2款総務費、4項選挙費、山梨県議会議員選挙事業184万円は、山梨県議会議員選挙の日程が決定し、年度をまたぐこととなったため、所要額を次年度へ繰り越すものであります。

7項国土調査費、地籍調査事業1億1,100万7千円は、国の第2号補正予算により令和5年度に実施する予定の相又第2、相又第3調査区、清沢第1、大炊平第1、北川第2調査区、飯富第1、伊沼第1調査区等について、令和4年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、ヤマメの里撤去事業5,758万7千円は、ヤマメの里撤去事業について、山梨県林務環境事務所の指導に伴い、工種変更等により標準工期が確保できないため、次年度へ繰り越すものであります。

県営中山間地域総合整備事業4,815万円、ならびに山梨県湛水防除事業2,314万円、ならびに鳥獣害防止柵移設事業468万1千円については、県の事業繰越に伴い所要額を次年度へ繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路改良事業6,497万8千円は、地権者の境界確認および所有権移転登記に不測の日数を要したため、次年度へ繰り越すものであります。また、対象路線は町道大道市之瀬線および町道本町富山橋線であります。

変更しようとする事業につきましては、10款教育費、1項教育総務費、中学校建設事業の繰越額を3,052万5千円に変更いたします。新身延中学校建設事業に関わる所要額を次年度へ繰り越すものであります。

健康増進施設建設事業の繰越額を10億8,629万9千円に変更いたします。

健康増進施設建設事業に係る所要額を次年度へ繰り越すものであります。

3ページをお開きください。第4表 地方債の補正について、ご説明します。

第4表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

旧合併特例事業債は1,260万円減額し、補正後の限度額を18億4,120万円としました。過疎対策事業債は2,700万円減額し、補正後の限度額を2億円といたしました。

緊急自然災害防止対策事業債は520万円減額し、補正後の限度額を6,860万円といたしました。緊急防災・減災事業債は260万円減額し、補正後の限度額を4,300万円といたしました。

歳入予算について、増減の主な理由についてご説明いたします。

2款地方贈与税から8款ゴルフ場利用税交付金は、年度内の歳入見込み等に基づき予算額を減額いたしました。

1 1 款地方交付税 8, 6 5 0 万 7 千円の増額は、令和 4 年度について普通交付税が 1 2 月に追加配分され、3 月補正で増額計上いたしました。

4 ページをお開きください。

1 5 款国庫支出金 2, 9 6 7 万 4 千円の減額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み、予算額を増減いたしました。

1 6 款県支出金 4, 9 4 7 万 3 千円の増額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み、予算額を増減し、特に 2 項県補助金のうち総務費県補助金、地籍調査費補助金 8, 0 5 3 万 5 千円の増額は、国の第 2 号補正予算により増額し、令和 5 年度への繰越明許費事業の財源であります。

1 8 款寄附金 2, 3 7 5 万 2 千円の増額は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みによる増額であります。

1 9 款繰入金 1, 0 5 1 万 2 千円の減額は、まちづくり振興資金等の特定目的基金繰入金は財源充当された歳出予算の決算を見込み、減額いたしました。

2 1 款諸収入 1, 1 4 4 万 8 千円の減額は、町預金利子や諸施設の売上金等の歳入見込みによる減額であります。

2 2 款町債 4, 7 4 0 万円を減額いたしました。町債の減額については、第 4 表地方債補正で説明したとおりであります。

続いて、歳出予算の主な増減の要因を説明いたします。

歳出補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものであります。

5 ページをお開きください。

2 款総務費では、1 項 1 4 目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 1, 3 9 7 万 8 千円の減額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実績による減額であります。

1 5 目生活困窮者緊急生活支援金費 8 7 4 万 8 千円の減額は、生活困窮者緊急生活支援金事業の実績による減額であります。

7 項国土調査費 1 億 1, 1 0 0 万 7 千円の増額は、国の第 2 号補正予算により、令和 5 年度に実施予定の相又第 2、相又第 3 調査区、清沢第 1、大炊平第 1、北川第 2 調査区、飯富第 1、伊沼第 1 調査区等について、令和 4 年度補正予算で予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

3 款民生費では、1 項社会福祉費 4, 9 7 3 万 8 千円減額のうち、4 目高齢者福祉費 1, 7 7 2 万 9 千円の減額は、主に養護老人ホーム入所者処置費等の減額によるものです。

7 目障害福祉費 1, 8 0 8 万 5 千円の減額は、重度心身障害者医療費助成、自立支援医療給付費および障がい児通所支援給付費等の実績の見込みによる減額になります。

6 ページをお開きください。

2 項児童福祉費において、7 目特定教育・保育施設費 7 4 2 万円の増額は、民間保育所保育業務委託および広域入所者分、公立保育所町負担分の増額によるものです。

9 目学童保育費 9 0 3 万 6 千円の減額は、新型コロナウイルス感染症予防による学童保育開所日数の減少によるものでございます。

4 款衛生費では、1 項 2 目予防費 4 6 4 万 8 千円の増額は、コロナワクチン接種事業の過年度返還金による増額であります。

3項簡易水道運営費400万円の増額は、簡易水道事業特別会計繰出金の増額によるものです。

6款農林水産業費では、2項2目林業土木費250万円の増額は、林道除雪業務による増額になります。

8款土木費では、1項1目土木総務費420万7千円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額によるものです。

7ページをお開きください。

2項1目道路橋梁維持費1,450万円の増額は、町道除雪業務による増額になります。

6項1目下水道総務費145万6千円の増額は、下水道事業特別会計繰出金の増額によるものです。

9款消防費では、1項2目消防施設費616万2千円の減額は、入札差金等による減額であります。

10款教育費では、1項4目中学校建設費1,529万7千円の減額および5目給食センター建設費3,902万3千円の減額は、委託業務、建設工事の入札差金による減額であります。

2項2目教育振興費576万3千円の減額および、8ページをお開きください。3項2目教育振興費62万9千円の減額は、小中学校ICT支援業務委託等の入札差金による減額によるものであります。

5項5目和紙の里費1,594万円の減額は、空調設備等改修工事等の入札差金による減額によるものです。

13款諸支出金、1項4目公共施設整備基金費に1億8,094万1千円を今後の財政運営に備えるために積み増しをいたします。

10目教育施設整備基金費に大阪府の望月靖允氏ほか2名からの寄附金1,150万円を中学校建設事業の財源として積み立てを行います。

9ページをお開きください。

議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,314万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,712万6千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の決算を見込み、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積み立て予算といたしました。

10ページをお開きください。

議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,963万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,771万1千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算といたしました。

11ページをお開きください。

議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,447万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,753万円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の決算を見込み、歳入歳出予算について減額した予算と

いたしました。

12ページをお開きください。

議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,154万1千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明します。

第2表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

簡易水道事業債は2,160万円を増額し、補正後の限度額を8,510万円といたしました。過疎対策事業債は10万円増額し、補正後の限度額を5,530万円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増減いたしました。

14ページをお開きください。

議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,265万8千円といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明いたします。

第2表 地方債補正により、地方債の限度額を変更いたします。

下水道事業債は90万円減額し、補正後の限度額を770万円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれ事業を精査し、予算を増減いたしました。

議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ493万2千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和4年度の恩賜林県有財産内の主要産物木材の売り払いに係る部分林の収入を見込み、仙王外五山恩賜林保護財産区の安定的な運営を図るため、財政調整基金への積み立て予算といたしました。

以上で、議案第9号から議案第15号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長(上田孝二君)

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第20	議案第16号	令和5年度身延町一般会計予算
日程第21	議案第17号	令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第22	議案第18号	令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第19号	令和5年度身延町介護保険特別会計予算
日程第24	議案第20号	令和5年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第25	議案第21号	令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第26	議案第22号	令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第27	議案第23号	令和5年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第24号	令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

- 日程第29 議案第25号 令和5年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和5年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和5年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和5年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和5年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和5年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和5年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 令和5年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 令和5年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 令和5年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 令和5年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上21議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

なお、議案第25号から議案第36号までは財産区の予算案となりますので、配布してあります内容説明省略議案表のとおり、担当課長の内容説明は省略します。

それでは、議案第16号から議案第24号までについて、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

それでは、議案第16号から議案第24号までの令和5年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の予算概要書により説明させていただきます。

概要書の1ページをご覧ください。

議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ104億1千万円といたしました。

第2表 地方債について、ご説明します。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

臨時財政対策債は3,400万円、旧合併特例事業債は平成29年度起債の借り換えを含む15億9,910万円、過疎対策事業債は2億5,720万円、緊急自然災害防止対策事業債は1,500万円、緊急防災・減災事業債は4,180万円、公共事業等債は1,160万円、公共施設等適正管理推進事業債1,060万円。以上、令和5年度地方債の限度額総額は19億6,930万円となり、各起債目的についての充当事業は、概要書に記載してあるとおりであります。

2ページをお開きください。

1款町税、町税全体で前年度に対し3.3%の増、13億5,732万5千円を見込みました。

個人町民税については、納税義務者の減少および高齢化により、前年度から520万円の減額といたしました。

法人町民税については、新型コロナウイルス感染症による影響は徐々に緩和されていることに伴う経済回復基調により、前年度から300万円の増額といたしました。

固定資産税については、土地は評価額減少に伴い減額、家屋は非木造家屋新築数の増加により増額、償却資産は過疎法課税免除終了に伴い増額、前年度から3,950万円の増額といたしました。

町たばこ税は喫煙者の減少に伴い、前年度から600万円の減額といたしました。

入湯税は、新たな温泉施設のスタートに伴い、前年度から1,298万円の増額といたしました。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。特に本町の主要な一般財源として、11款地方交付税は38億5千万円を計上いたしました。地方交付税については、コロナ禍からの回復を見込んだ国の当初予算(案)をもとに県による試算が行われ、本町においても交付税総額が昨年度並みになることが見込まれます。

13款分担金及び負担金は、児童社会福祉施設等の施設利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

14款使用料及び手数料は、各公共施設使用料ならびに窓口事務の手数料の所要額を計上いたしました。

15款国庫支出金のうち、国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、道路メンテナンス事業費補助金6,283万2千円は橋梁長寿命化事業に、地方創生道整備推進交付金1,500万円は町道改良事業に、学校施設環境改善交付金および公立学校施設整備費負担金4億8,209万8千円は中学校給食センター建設事業に、社会資本整備総合交付金1億583万8千円は道路橋梁新設改良費、都市計画総務費、住宅管理費に、消防防災施設整備費補助金415万5千円は、耐震性貯水槽設置事業にそれぞれ充当いたします。

3ページをお開きください。

16款県支出金のうち県補助金は、国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。主な補助金等の内容は、概要書に記載してあるとおりであります。

18款寄附金、一般寄附金ならびに指定寄附金を計上し、指定寄附金はふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

19款繰入金8億261万2千円は、各基金からの使途に応じて繰り入れの所要額を計上いたしました。

なお、各基金の充当事業については、概要書に記載してあるとおりであります。

4ページをお開きください。

22款町債、町債全体で19億6,930万円を計上いたしました。町債充当事業等につきましては、第2表 地方債で説明したとおりであります。

歳出予算について、ご説明いたします。

1款議会費7,393万5千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2款総務費に17億2,143万7千円を計上いたしました。1項総務管理費14億59万4千円のうち、広聴広報費は町からの情報発信として広報みのぶの発刊やホームページ関係経費を計上し、町オフィシャルマスコットキャラクター関係費483万1千円を計上いたしました。

た。

企画費では、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務に関する所要額および、ふるさと納税に対する返礼品に係る関係経費を計上し、情報化推進費は主にネットワーク機器の維持管理費等の所要額を計上いたしました。

5ページをお開きください。

まち・ひと・しごと創生事業費は総額2億3,167万円とし、起業支援および新規事業所誘致事業、農業振興による6次産業化事業、観光資源の魅力アップ事業、地場産業の活性化とPR強化推進事業、人材育成事業、地域おこし協力隊事業、移住・定住事業、結婚・出産支援事業、子育て世代支援事業、教育環境の質的向上事業、安心・安全に暮らせる環境づくり推進事業に係る所要額を計上しました。

特に子育て世帯の負担軽減や教育環境を充実させるとともに、あけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、また交流人口の増加を促進する予算とし、身延町の魅力を町外に発信することを充実させた予算といたしました。

4項選挙費1,119万1千円の計上のうち、山梨県議会議員選挙は選挙執行経費1,029万9千円を計上いたしました。

6ページをお開きください。

3款民生費に21億1,194万4千円を計上いたしました。

1項社会福祉費15億9,705万4千円のうち、社会福祉総務費は民生委員活動費や社会福祉協議会補助金など町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、高齢者福祉費は高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

障害福祉費は、障がい児や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2項児童福祉費5億1,488万9千円のうち、児童福祉費は子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上し、特に子育て支援医療費助成として18歳までの医療費無料化やひとり親家庭への医療費助成などの扶助費として2,403万3千円を計上し、西嶋学童保育室改修工事設計業務委託費として、497万2千円を計上いたしました。

常葉保育所、久那土保育所、原保育所、静川保育所の管理運営費等を計上するとともに、特定教育・保育施設費として私立保育園の下山立正保育園ほか3園および認定こども園の大野山保育園ほか3園へ保育業務委託費等1億6,737万5千円を計上し、子どもたちの保育環境の整備と充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業費は、病児・病後児保育事業費として63万円を計上するとともに、認定こども園大野山保育園における地域子育て支援拠点事業に対する補助金994万5千円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

4款衛生費に8億5,790万9千円を計上いたしました。

1項保健衛生費3億3,479万4千円のうち、予防費は生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康な生活が送れるように特定健康診査等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るため、従来の高齢者予防接種ならびに一定の年齢に該当する男性を

対象とした風しん抗体検査等の予防接種事業費を計上いたしました。

環境衛生費は、一般家庭ごみ収集運搬業務委託、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、生ごみ処理機購入費補助金や新エネルギー等利用促進に向け、太陽光発電システム設置費補助金等の所要額を計上いたしました。

2項清掃費2億794万円の計上は、峡南衛生組合負担金2億203万5千円および山梨西部広域環境組合負担金590万5千円を計上するものであります。

8ページをお開きください。

6款農林水産業費に2億9,273万3千円を計上いたしました。

1項農業費2億1,992万3千円のうち、農業振興費は優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上いたしました。特に味噌加工施設事業費に施設整備関係経費6,633万6千円を計上いたしました。

農業土木費は、農業基盤整備に向けて中山間総合整備事業、県営湛水防除事業の事業費を計上いたしました。

2項林業費7,281万円のうち、林業振興費はシカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲ならびに猟友会活動経費を計上し、森林環境譲与税による事業として経営管理権集積計画策定事業および森林整備業務費等に1,625万6千円を計上いたしました。

また、林業土木費は生活基幹林道三石山線や富士見山線等の維持管理事業費等3,094万6千円を計上いたしました。

7款商工費に1億1,777万3千円を計上いたしました。

1項商工費2,239万3千円のうち、商工振興費は町内商工業の振興を図るため、身延町商工会の経営改善普及事業、ならびに地域総合振興事業に対する補助金を計上するとともに、消費者対策事業費の関係所要額を計上いたしました。

2項観光費9,538万円のうち、観光費は町内観光振興を図るため、下部観光協会事業ならびに身延山観光協会事業に対する補助金や身延山万灯行列等の地域活性化イベントへの補助金に係る所要額を計上するとともに、ノベルティ作成等の観光宣伝事業費を計上いたしました。

8款土木費に8億2,359万6千円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

2項道路橋梁費4億1,532万4千円のうち、道路橋梁新設改良費2億7,860万9千円は、町道田原鴨狩線、町道塩之沢椿線ほか町道本町富山橋線道路改良工事費、和紙の里駐車場整備費等を計上いたしました。道路メンテナンス事業費1億604万円は、橋梁長寿命化事業に取り組み、工事請負費として虹川橋、塩沢横橋、白子2号橋、山額2号橋の橋梁修繕工事費を計上いたしました。

4項都市計画費1,147万9千円のうち、令和5年度は都市計画マスタープラン作成業務および都市計画道路見直し方針検討業務委託費1,045万円を計上いたしました。

5項住宅費6,440万3千円のうち、町営住宅西嶋団地をはじめとする14団地および町有住宅の相又団地を維持管理する所要額を計上し、特に令和5年度は榎田団地において電気温水器取換工事費等を計上し、坂下団地解体工事の所要額を計上いたしました。また、危険空き家等の解体費補助金の予算として、400万円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

9款消防費に2億1,238万3千円を計上いたしました。

1項消防費1億2,931万9千円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬および出勤手当、分団運営交付金、各分団詰所等の維持管理費を計上し、また消防施設費は耐震性貯水槽1基、普通消防積載車3台、可搬式消防ポンプ5台を整備する所要額を計上いたしました。

3項防災費8,276万7千円については、大規模災害時の発生に備え、災害用備蓄品等の購入に係る所要額、ならびに防災無線の維持管理費を計上いたしました。

10款教育費に30億4,482万9千円を計上いたしました。

1項教育総務費21億8,291万9千円のうち、中学校建設費および給食センター建設費は令和5年度主要事業推進予算として、19億3,624万2千円を計上いたしました。

2項小学校費1億7,053万3千円のうち、特に学校施設整備として身延小学校中庭遊具購入費761万5千円および、身延小学校校庭用地取得費2,874万2千円を計上いたしました。

11ページをお開きください。

3項中学校費4,956万円のうち、中学校ICT支援員業務やプログラミング教育補助業務等の所要額を計上し、嘱託医やスクールカウンセラー等を配置する経費を計上および、中学校の光熱水費や学校警備等の施設維持管理費や、情報ネットワーク事務機器の維持管理関係の所要額を計上いたしました。

4項社会教育費1億1,714万9千円のうち、中富総合会館費は施設の維持管理費および運営費を計上し、令和5年度は重油タンク内面のライニング工事費255万2千円を計上いたしました。

5項文化振興費2億6,843万3千円のうち、金山博物館費は施設の維持管理費および砂金掘り大会や遺跡見学会、ならびに各種講座の開催等のイベント所要額を計上し、令和5年度は金山博物館空調設備改修工事費および、管理業務委託費5,557万2千円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

6項保健体育費1億1,726万3千円のうち、体育施設費は町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場、グラウンドゴルフ場等の維持管理に係る所要額を計上し、令和5年度は身延小学校、グラウンド、屋外トイレおよび八木沢スポーツ広場トイレユニット設置工事費1,833万7千円を計上いたしました。

また、スポーツ健康増進施設費は、施設の維持管理に係る所要額4,975万9千円を計上いたしました。

7項学校給食費1億3,897万2千円については、学校給食費は食育を推進し、町内小中学校児童生徒へ給食を提供する所要額を計上し、中富学校給食センターおよび身延学校給食センターの施設維持管理費、ならびに新給食センター管理費の所要額を計上いたしました。

12款公債費に11億3,250万8千円の計上は、長期借入金元利償還金および一時借入金利子の計上であります。

13款諸支出金に834万8千円を計上いたしました。

1項基金費834万8千円については、財政調整基金ほか17基金の元金及び利子を積み立てる所要額を計上いたしました。

13ページをお開きください。

議案第17号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算

の総額は、歳入歳出それぞれ16億3,145万9千円といたしました。

県が保険者となり、財政運営主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担っており、町が担う保険税の賦課、徴収および保険事業に係る歳入歳出予算を計上し、特に国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,672万2千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億5,977万8千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防や相談支援事業等に推進する予算編成といたしました。

議案第20号 令和5年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,167万円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算といたしました。14ページをお開きください。

議案第21号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億4,412万5千円といたしました。

簡易水道事業の適正な運営を図り、安全な飲料水の確保および安定供給に努めた予算といたしました。

第2表 地方債の補正について、ご説明します。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

簡易水道事業債を3,400万円とし、過疎対策事業債を750万円といたします。

以上、令和5年度地方債の限度額総額は4,150万円となり、各起債目的についての充当事業は概要書に記載してあるとおりであります。

主要事業等について説明いたします。

令和5年度簡易水道建設費2,856万円を計上し、中富西部簡水矢細工地内の町道舗装本復旧工事、また公営企業会計移行に備えた業務委託費として、2,654万1千円を計上いたしました。

議案第22号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,717万9千円といたしました。

農業集落排水施設、小規模集合排水施設、個別浄化槽整備施設等の維持管理に係る所要額の予算といたしました。

第2表 地方債について、ご説明します。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

農業集落排水事業債を40万円とし、15ページをお開きください。小規模集合排水事業債を40万円とし、個別浄化槽整備事業債を40万円とします。

以上、令和5年度地方債の限度額総額は120万円となり、各起債目的についての充当事業は概要書に記載してあるとおりであります。

主要事業等について、ご説明いたします。

令和5年度は農業集落排水事業等の公営企業会計移行に備え、移行事務支援業務を実施する予算を計上いたしました。

議案第23号 令和5年度身延町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,425万2千円といたしました。

中富下水道施設、帯金塩之沢下水道施設、角打丸滝下水道施設、身延下水道施設、下部下水道施設の維持管理に係る所要額の予算といたしました。

第2表 地方債について、ご説明いたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

下水道事業債を3,070万円とします。

主要事業等について、ご説明します。

令和5年度は下水道事業の公営企業会計移行に備え、移行事務支援業務を実施するとともに、下水道施設処理場の耐震診断を行い、施設の耐震化計画事業の予算を計上いたしました。

議案第24号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ750万円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で、議案第16号から議案第24号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時40分とします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き議事を再開します。

日程第41 議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更について

日程第42 議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更について

以上の2議案は、請負契約の変更案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更についてであります。

下記のとおり、工事の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 変更後の契約金額 3億5,153万300円

提案理由を申し上げます。

令和4年7月29日に身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を経た身延町学校給食センター建設工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第37号関係資料をご覧ください。

1. すでに議会の議決を得た内容は、記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

2. 変更しようとする内容等ではありますが、(1) 契約に係る契約内容は契約金額の増額であります。増額する金額は239万300円増額し、変更後の契約金額は3億5,153万300円とするものであります。

(2) 契約変更の主な理由でございますが、身延町学校給食センター建設工事において、当初想定した配水系統に関して山梨県と開発許可申請に関する協議を行ったところ、自由勾配側溝を増工する必要が生じたことが主な理由であります。

次に議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更についてであります。

下記のとおり、工事の契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 変更後の契約金額 8,356万400円

提案理由を申し上げます。

令和4年6月10日に、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、身延町議会の議決を得た矢細工配水池機械設備工事請負契約について、工事内容の一部変更に伴い、契約金額の変更に係る議会の議決が必要であります。

これが議案を提出する理由でございます。

議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第38号関係資料をご覧ください。

1. すでに議会の議決を得た内容は、記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

2. 変更しようとする内容等ではありますが、(1) 契約に係る契約内容は契約金額の増額であります。増額する金額は326万400円増額し、変更後の契約金額は8,356万400円とするものであります。

(2) 契約変更の主な理由であります。矢細工配水池機械設備工事において当初想定した屋外および屋内配管に関する保温工について、安定した給排水に向けてヒーター線の設置等による凍結防止装置が必要となったことが主な理由であります。

以上、議案第37号および議案第38号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

-
- 日程第43 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第44 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第45 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第46 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第47 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第48 同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員の選任について
日程第49 同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員の選任について
日程第50 同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上の8議案は同意案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

それでは、同意第1号から同意第8号までの提案理由について説明を申し上げます。

まず、同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所と氏名のみ読み上げたいと思います。生年月日、敬称については略させていただきます。

身延町西嶋1530番地9、笠井眞一。

身延町西嶋474番地、野中正英。

身延町西嶋1215番地、望月佳親。

身延町西嶋649番地、長田達也。

身延町西嶋1569番地、佐野葉二。

身延町西嶋1846番地、笠井雅樹。

身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹。

提案理由を申し上げます。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の任期が令和5年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求め

るものでございます。

記

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町大塩 1 5 8 1 番地、神宮司建夫。

身延町大塩 1 3 4 1 番地 1、望月明夫。

身延町大塩 1 9 5 5 番地、依田利治。

身延町平須 2 1 1 6 番地、神宮寺七三。

身延町大塩 1 9 4 8 番地、依田丞司。

身延町久成 3 2 9 5 番地、佐野茂徳。

身延町大塩 1 4 5 6 番地、望月俊夫。

提案理由を申し上げます。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和 5 年 5 月 7 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第 3 号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町中山 3 4 番地、山中一義。

身延町遅沢 1 8 4 3 番地、川崎繁美。

身延町福原 1 2 0 番地、望月敏雄。

身延町矢細工 1 3 0 8 番地、佐野優。

身延町古長谷 1 1 5 4 番地、星野正人。

身延町古長谷 5 3 6 番地、佐野光伯。

身延町江尻窪 5 1 1 番地、遠藤雄一。

提案理由を申し上げます。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和 5 年 5 月 7 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第 4 号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町下山 2 3 7 1 番地 2、松木義幸。

身延町下山 2 3 0 6 番地、松木俊一。

身延町粟倉 8 5 2 番地、深沢英身。

身延町下山 2 4 7 3 番地 1、遠藤芳樹。

身延町下山 6 5 4 0 番地、望月正志。
身延町下山 1 8 6 番地 3、松村茂彦。
身延町下山 5 2 4 1 番地 1、服部博文。
提案理由を申し上げます。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和 5 年 3 月 2 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、同意第 5 号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町相又 7 5 3 番地、市川徳一。
身延町小田船原 1 2 7 3 番地、遠藤勝見。
身延町大城 8 8 4 番地、手塚正太郎。
身延町相又 1 6 1 3 番地 1、望月武。
身延町小田船原 2 3 6 3 番地、大村一広。
身延町門野 1 0 8 4 番地、佐野勇。

身延町大城 8 6 9 番地、手塚憲。

提案理由を申し上げます。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が令和 5 年 3 月 2 3 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、同意第 6 号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町西嶋財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第 3 条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町西嶋財産区管理会委員

身延町西嶋 1 5 3 0 番地 9、笠井眞一。
身延町西嶋 4 7 4 番地、野中正英。
身延町西嶋 1 2 1 5 番地、望月佳親。
身延町西嶋 6 4 9 番地、長田達也。
身延町西嶋 1 5 6 9 番地、佐野葉二。
身延町西嶋 1 8 4 6 番地、笠井雅樹。
身延町西嶋 1 1 3 2 番地 4、佐野夏樹。

提案理由を申し上げます。

身延町西嶋財産区管理会委員の任期が令和 5 年 5 月 7 日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町曙財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町曙財産区管理会委員

身延町中山34番地、山中一義。

身延町遅沢1843番地、川崎繁美。

身延町福原120番地、望月敏雄。

身延町矢細工1308番地、佐野優。

身延町古長谷1154番地、星野正人。

身延町古長谷536番地、佐野光伯。

身延町江尻窪511番地、遠藤雄一。

提案理由を申し上げます。

身延町曙財産区管理会委員の任期が令和5年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町下山地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町下山地区財産区管理会委員

身延町下山2371番地2、松木義幸。

身延町下山2306番地、松木俊一。

身延町栗倉852番地、深沢英身。

身延町下山2473番地1、遠藤芳樹。

身延町下山6540番地、望月正志。

身延町下山186番地3、松村茂彦。

身延町下山5241番地1、服部博文。

提案理由を申し上げます。

身延町下山地区財産区管理会委員の任期が令和5年3月23日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上で、同意第1号から同意第8号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第51 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、諮問第1号についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋551番地

氏 名 伊藤宗範

生年月日 昭和25年7月3日

提案理由を申し上げます。

令和5年9月30日に伊藤宗範委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については、諮問による人事案件のため内容説明は省略します。

それでは、これから質疑を行います。

お手元に配布した定例会資料8ページの委員会付託議案表のとおり、議案第2号から議案第3号まで、議案第5号から議案第7号まで、議案第9号から議案第14号までおよび議案第16号から議案第24号までについては、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑は大綱のみにとどめてください。

また、定例会資料9ページから10ページまでの委員会付託省略議案表のとおり議案第4号、議案第8号、議案第15号、議案第25号から議案第38号まで、同意第1号から同意第8号までおよび、諮問第1号については委員会付託を省略の予定ですので、よろしく願いします。

議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についての質疑を行います。

なお、本件は常任委員会に付託の予定となっております。

それでは、質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑はないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第12号)の質疑を行います。

質疑がありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑は終わります。

議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号 令和5年度身延町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号 令和5年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第26号 令和5年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第27号 令和5年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第28号 令和5年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第29号 令和5年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第30号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第31号 令和5年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第32号 令和5年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

議案第33号 令和5年度身延町西嶋財産区特別会計予算

議案第34号 令和5年度身延町曙財産区特別会計予算

議案第35号 令和5年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

議案第36号 令和5年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区の予算案でありますので、一括として議題とします。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第25号から議案第36号までの質疑を終わります。

議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案38号の質疑を終わります。

同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員の選任について

同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員の選任について

同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の9案件はいずれも人事案件であるため、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号まで、および諮問第1号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した定例会資料8ページの委員会付託議案表のとおり、議案第2号から議案第3号まで、議案第5号から議案第7号まで、議案第9号から議案第14号までおよび議案第16号から議案第24号までを常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した定例会資料9ページから10ページまでの委員会付託省略議案表のとおり議案第4号、議案第8号、議案第15号、議案第25号から議案第38号まで、同意第1号から同意第8号までおよび諮問第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会の付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時20分

令和 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 3 日

令和5年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和5年3月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（13人）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 12番 | 渡辺文子 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

冒頭ですが、読売新聞甲府支局の記者から取材と写真撮影の申し出がありましたので、身延町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席からの写真撮影を許可しました。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は、大項目4項目につきまして、質問させていただきます。

まずはじめに、中学校移転後の現身延中学校について、お伺いいたします。

身延中学校新校舎建設は、現在、順調に進行し、子どもたち、父兄も大いに期待していることと思います。しかしながら、現在の中学校の周辺住民は移転後の校舎やグラウンド、その他の付帯設備はどうなるのか、不安に思っていることと存じます。

身延中学校は、平成23年、平成28年の二度にわたる統合により、町内唯一の中学校となりました。合併当時、耐震改装等を行ったわけではありますが、現在の校舎は昭和45年に建設したもので、築50年超が経過しており、老朽化は否めません。

以前の説明において、新校舎の補助金の受給要件に校舎の解体が条件とされていること。また、築50年超が経過していることなどを踏まえ、新校舎移転後には、解体工事にかかるとの認識ではありますが、解体を行わなければならない明確な理由を確認の意味で伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

現在、施工中の身延中学校新校舎建設工事は、財源の一部に文科省の学校施設環境改善交付金が充当されており、交付要件に対象となる危険建物等、またはこれに準ずる建物は工事完成後、速やかに取り壊さなければならないとあるため、解体するものであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

新中学校へ移転後、校舎の解体を行うということでもありますけれども、いつ頃を目途に行うのか。また、校舎以外の体育館などは小学校の設備として使用していく案などもあるようですが、付帯設備である給食センター、テニスコート、プール、武道場、部室などの扱いはどうなるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

現校舎等の解体につきましては、令和5年度にアスベスト含有調査を行い、調査結果をもとに解体設計を作成し、令和6年度に解体工事を実施する予定です。

なお、身延町立学校施設整備計画に基づきまして、校舎と併せて身延給食センター、プール、部室、身延小学校体育館が解体となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

身延小学校の体育館が解体され、現在、中学校で利用している体育館はそのままになると、そのように理解いたしました。その施設は、身延小学校の児童が利用していくという認識で構わないのでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

身延町民体育館の利用につきましては、小学校だけではなく、これまで中学校が利用していたときと同様に、学校の体育館と社会体育施設の体育館と兼用施設として運用をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁で、小学校も使いながら、今までと同じように、ほかの町民の方も使っていくというような形で運用していくという話なのかと思います。

それでは、次の質問になります。

身延小学校を含め、中学校の敷地は、町所有のほかにも民地の借り上げた土地、いわゆる借地も含まれていると認識していますが、借地の現在の状況、そしてそれらの土地の今後の譲受、もしくは買収などの予定について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この件については、私からお答えさせていただきます。

身延小学校、身延中学校の敷地は、校舎敷地とグラウンドを合わせて約4万6千平方メートルありまして、このうち4分の1程度は、借地になります。

公共用地のあり方につきましては、町としましては、令和3年度、身延小学校グラウンド改修事業での経験から、借地があると利活用するための開発許可や補助金等の採択において、支障が生じたことがあったため、借地を解消して、購入等により町名義にして、維持管理、利活用してまいりたいと考えております。

このたびの令和5年度当初予算にも、身延小学校グラウンドから町民体育館にかけての敷地の一部をお借りしている所有者1名の土地を購入により、町名義にするための公有財産購入費を計上しております。

所有者のお立場からすれば売買とはいえ、代々大切に受け継いできた土地を譲渡することは、大きな決断があったと思います。

町からの意向に応じていただいた所有者の決断には、心より感謝申し上げます。

身延小学校は今後も存置する学校であります。中学校は新たな校舎に移転することにより、今後の跡地の利活用の検討が必要となります。

跡地を有効活用することで、新たな地域の活性化にもつながると考えております。

他の借地についても、順次協議がまとまり次第、借地を解消し、町名義にして維持管理、利活用してまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1 番議員（遠藤公久君）

借地であると様々な制限があつて、補助金等が受けられないので解消していくという事は理解いたしました。

再質問になります。

今、残りの借地があるということなんですけれども、その借地の所有者数および筆数などがお分かりでしたらお教えてください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

残りの借地等については、所有者数7、筆数は42筆と把握しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私もこの公図を見たことがあるんですけど、非常に入り組んでいて、昔の登記の状態で、今後、買い取るにしても大変な苦労があるかと思います。

先ほど、町長の答弁にありましたとおり、借地を解消していくことによって、小学校は現存するわけですから、その部分の運用も楽になるということですので、ぜひその部分はうまく進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

校舎・その他の設備の解体・撤去後、このような広大な敷地はそのままにしておいては、やがて荒廃してしまうことは、誰でも想像ができます。

先ほどの町長の答弁には、跡地の利活用の検討、有効利用して地域の活性化につなげるとありました。そこで、例えば全天候対応の人工芝のグラウンドなどを整備して、スポーツ施設を集約した総合スポーツ公園としての利用など、梅平地区、またはその周辺の住民にとって有効な利用策が現段階で計画しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

校舎および、その他施設の解体後の土地利用につきましては、現段階では確定しておりませんが、町民が集え有効に利用できるような施設を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私も、あの中学校の卒業生でありまして、校舎を取り壊すのは非常に残念な気持ちもありますけれども、今、人口削減してきている状態では、校舎をそのままにしておいて、活用方法がないまま放置していくと、のちのち、また負の遺産にもなってしまうというように理解しております。そのような状態のものが、町内に実際あることも現実あります。解体に当たっては、やはり地元の住民の方の意向を汲みながら、地域の活性化につながるような土地の利活用をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

続いては、自治体情報セキュリティの現状について伺います。

サイバー攻撃が急速に複雑化、巧妙化している中で、個人情報漏えい事件は世界中で起こっており、一見セキュリティが堅固そうな大手企業や公的機関も例外ではありません。

近年では、地方自治体に付帯する図書館、各種施設のホームページなどもたびたびターゲッ

トになっております。

本町においては、情報収集やメールの送受信、あるいはホームページによる情報の提供など、インターネットは必要不可欠な情報インフラとなっている一方で、メールやホームページの閲覧によるウイルス感染によって、町内のネットワーク業務システムに重大な影響を及ぼすことも想定されることから、情報セキュリティ対策の強化への取り組みは重要であると考えます。

総務省では2015年、日本年金機構などの個人情報流出事件を踏まえ、全国の都道府県に対してウイルス感染や個人情報の漏えいを防ぐために、県および市町村のインターネット接続口を1つにまとめ、通信状況を監視する自治体情報セキュリティクラウドを構築して、市町村として共同で利用を行い、市町村におけるセキュリティ水準の確保に努めるよう、要請を行いました。

そこで、サイバーセキュリティの対策について、本町の自治体情報セキュリティクラウド構築の現状について、伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、平成27年5月に発生した日本年金機構における情報流出事案を背景として、総務省においてセキュリティ対策が検討され、平成27年12月25日付けで、総務大臣よりすべての自治体に対しまして、住民情報を管理するマイナンバー利用事務系端末からの持ち出し不可設定等を図り情報流出を防止すること、地方公共団体間をつなぎ国とも接続する総合行政ネットワークLGWAN系とインターネット系を分割すること、都道府県と市町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築すること、以上の三層からなる対策を講じ、情報セキュリティ対策強化に取り組むよう通知されました。

これを受けまして、改修を進め、平成29年度から三層全ての運用を開始し、情報セキュリティ対策を実施しております。

自治体情報セキュリティクラウドの構築につきましては、山梨県と県内市町村が協同してインターネット窓口を1つに集約したセキュリティクラウド「山梨県情報セキュリティクラウド」を構築し、共同利用しており、経費負担の軽減や知識の集結による対策が効果的に実施されております。

今年度は自治体情報セキュリティクラウドのバージョンアップを行い、常時、最新のプログラムに更新するシステムを導入し、より高度な情報セキュリティ対策を実施しているところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

国の指導の下、いわゆる三層の対策について、セキュリティ強化を4年ぐらい、短期間で行ったわけですが、情報ネットワーク分割に対する事務効率などについて再質問させていただきま

す。

今もお話になったように、情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下、行政手続

きのオンライン化などから、マイナンバー利用事務系の分離に係る見直しやL GWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る見直しの必要性に迫られる一方、2019年には日本電子計算の運営する自治体専用共同利用型クラウド基盤、G I Pベースで障害が発生し、長時間、業務に支障が出る事態に発展するなど、災害や障害など予期せぬトラブルへの備えが必要なことが明確になり、次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件が定められました。

本町においては、これらの水準をクリアしているサービスの導入状況について再度伺います。

○企画政策課長（幡野弘君）

すみません、もう一度、最後のところをお願いします。

○1番議員（遠藤公久君）

いわゆる次期自治体情報セキュリティクラウドの要件が今、出されているというような中で、それらのサービスの導入について、新規に対応できるような水準になっているのかということ伺いたんですけども。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

先ほどの答弁の中での最後にご説明させていただきましたけれども、今までは人的な手を加える作業も含めてセキュリティ対策を行ってきたわけですが、常時、最新のプログラムに更新するシステム、これは自動で行うシステムなんですけれども、現時点での最先端のセキュリティを確保するというので、それを今年、導入しております。

これらの不正アクセスとか、不正メールとかの対策については、様々なインシデントをもたらす可能性のあるマルウェア、ウイルス等なんですけれども、それらがどんどんセキュリティを上回るような攻撃をしてくる状況にあります。それを回避するに当たりましては、随時、これからも最先端の対応を、上回る対応をしていくということで、常時そういう体制協議を行いながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

それでは、次の質問にまいります。

環境やルールを整えても、機器自体の障害や人為的なミス、あるいは故意による操作などにより重大事故の発生の可能性は様々考えられます。そのような中で、行政職員への情報セキュリティ維持のための啓蒙、教育などについて特に力を入れていること、例えば情報端末を捜査する職員に毎年、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）によるセキュリティ講習受講の実施や情報セキュリティポリシーに係るリテラシーの向上などの取り組みなどについて、職員への啓蒙、教育などの取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

情報のセキュリティにつきましては、町で扱う情報には町民の個人情報だけでなく、行政運

営上、重要な情報など外部への漏えい、消失等が発生した場合、極めて重大な結果を招くものが含まれ、すべての情報システムの運用に対して十分な安全性を維持していくことが求められております。

地方公共団体情報システム機構による講習受講の状況につきましては、当機構が作成した資料を提供いただきまして、それをもとに全職員を対象とした研修を実施しております。

また、町では職員等が情報資産を安全に取り扱うための規範である身延町情報セキュリティポリシー基本方針および情報セキュリティ対策基準を定めておりますので、当該研修の機会に情報セキュリティポリシーおよび情報セキュリティ実施手順も確認をしております。

このほか、峡南広域行政組合情報センターとの共同処理により運用される情報システムおよびネットワーク等の情報資産について、緊密な連携により管理方法および運用方針の整合性を確認し、業務を行っております。

今後の職員への情報セキュリティに対する啓蒙、教育につきましては、ご質問のありました地方公共団体情報システム機構では、教育研修セミナー、情報化研修支援、またインターネットを利用したリモートラーニングによる研修事業を実施しておりますので、活用を検討していきます。

全職員が積極的に参加し、職員の遵守義務等、情報セキュリティの重要性について、共通の認識を持ち、更なる情報セキュリティ対策について取り組んでまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

それでは、次の質問にまいります。

先ほども答弁に出ましたL GWAN系、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークの略で地方公共団体を相互に接続する行政の総合ネットワーク、それらの接続系および、今、話題になっておりますマイナンバー利用事務系のネットワーク、それらに対する、接続できる端末について、操作の制限や二段階認証など、それら導入について、認証状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

まず、端末操作の制限につきましては、情報システムを一元管理するソフトウェアを導入しまして、USBメモリー、CD、DVDといった記録媒体の接続ができないように制限を行い、情報漏えいやウイルス感染等への対策を行っております。

端末操作の認証につきましては、総合行政ネットワークL GWAN系の端末は、現在212台を配置しており、端末を起動するための認証は職員一人ひとりに割り振られたIDとパスワードの入力により行っております。

マイナンバー利用事務系、基幹系、業務系の端末につきましては、現在68台を配置し、業務上、端末操作を必要とする職員に権限を与えており、端末を起動するための認証は総合行政ネットワークL GWAN系で使用するID、パスワードとは別に職員に割り振られたIDとパスワードの入力と指紋照合による二要素認証を導入しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私もパソコンのIDとパスワードを一緒にしてしまうというのは、個人ではあるんですけども、行政の職員の方それぞれ別に管理して、手間がかかることですが、最善の注意を図っているというように理解いたしました。

では、次の質問です。

重大なインシデントにつながる兆候や攻撃を察知した場合の即応体制について、不審な通信等を検知した場合、管理者においてアクセスログを解析し、原因となった端末をネットワークから隔離し、全サーバーのスキャンを行うなどの対応はどのようにしているのか。また、障害が発生したときの即応体制はどのようにしているのか。専門的な人員の配置などを行うなどの予定はあるのか、それらについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

情報の漏えい、消失、破壊などの攻撃が想定される事件、インシデントは山梨県情報セキュリティクラウド監視センターが365日24時間体制で、通信データやログの分析・解析による監視を行っており、検知した不正アクセスを遮断しております。

しかしながら、この先、情報システムに不正・有害な動作を行うマルウェアなどによる攻撃が防ぎきれない可能性があることから、山梨県情報セキュリティクラウドはインシデント対応手順書を作成しており、この手順書をもとに本町においても対応を行うこととなります。

手順書では、監視センターが検知したインシデントレベルに応じて、インターネットとの接続停止やマルウェア感染サーバーとの遮断等の対応を行うとともに、関係する市町村、担当者および各市町村が委託しているネットワーク機器保守管理事業者にも電話とメールで通知され、原因となっているサーバーや端末を特定して、ネットワークとの接続遮断等の対応を行うこととなっており、被害を最小限にとどめる対策を取っております。

専門的な人員の配置につきましては、情報通信技術の発展とともに情報セキュリティに対する脅威も多様化、高度化している状況にあることから、精通する情報通信関連事業者への業務委託が現時点では最善であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

行政職員の方、かなりパソコン等は使っておりまして、それぞれ常に気を張りながら職務に取り組んでいるかと思えます。

ただし、セキュリティに対しての攻撃というのは、私のパソコンにも常に、そういう形跡が見られたりしますので、かなりの数が来ているのかなど。

事故自体が起きなければいいんですけども、起きたときの即応体制というのは災害と同じ

であって、誰が何をするとか、またそういうことに対しての訓練というか、演習も必要なのかなと思いますので、今後そのようなことも踏まえて検討していただけたらと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

先ほども210何台、パソコンが置いてあると、60何台と、かなりの数の情報機器についてお話がありましたけれども、情報機器の廃棄状況について伺います。

2019年12月に神奈川県行政文書を記録したハードディスクがインターネットオークションに流出し、大きな問題になりました。ハードディスクには個人名や住所が記録されたり、納税記録などが残されたままで、情報管理の在り方が問われることとなりました。

機器廃棄時におけるセキュリティの確保について、本町における廃棄される端末など、外部記憶装置などの廃棄の状況について、物理的な破壊の実施や廃棄証明書の提出など、それらについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

パソコンやサーバー、プリンターなどの情報機器の廃棄にあたりましては、情報流出を防止するため、記憶装置に含まれるデータを読み出せないような形にして廃棄することが必要となることから、峡南広域行政組合情報センターが毎年実施している共同廃棄事業により廃棄を行っております。

廃棄の方法は、情報センターの職員がハードディスクなどの記憶装置にドリルで穴を開け破壊する物理的な方法を取ることで情報流出を防止しており、廃棄証明書につきましては、廃棄処分処理後に情報センターより作業報告をいただくことになっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

機器の管理状況、廃棄状況については、物理的な破壊をして証明書を取るというような形で、しっかりと行われているというような形で認識をさせていただきました。

あらゆるところで情報機器というのは出ておまして、情報漏えいの危機はあります。今後も最善の注意を行い、また様々な情報機器の更新は確実にいながら対応していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

高齢者の安心できる生活について、質問させていただきます。

全国的な少子化の流れは食い止められず、勢いを増して進行しております。2015年には団塊の世代が全員高齢者、いわゆる65歳以上の仲間入りを果たし、令和4年高齢者社会白書によると令和3年10月1日現在、高齢者率は28.9%、2021年度、5月1日現在では28.7%となっており、65歳以上の方のいる家庭は全世帯の約半数以上であり、65歳以上の夫婦のみの世帯、または単独のみの世帯は合わせて全世帯の6割以上となっており、65歳以上の方の一人暮らしは、増加傾向にあります。

しかしながら、近年、高齢者の老化現象に関する様々なデータ、経年的変化を検討した結果、

65歳から74歳では心身の健康が保たれており、活発な社会活動が可能な人が大多数を占めていることや各種の意識調査で、従来の65歳以上の方を高齢者とすることに否定的な意見が強くなっていることから、75歳以上の方を高齢者とするというような新たな定義も提案されております。

そこで、本町の75歳以上だけの世帯および75歳以上だけの単独世帯の数、それらが全世帯に占める割合を伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

令和4年4月1日現在でお答えいたします。

世帯数は5,167世帯で、75歳以上の夫婦だけの世帯は353世帯ですので、全世帯に占める割合は6.8%です。

75歳以上の在宅単独世帯数は、男性239世帯、女性831世帯、計1,070世帯で全世帯に占める割合は20.7%です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ただいまの答弁にありました75歳以上のそれぞれの世帯、単独世帯、夫婦の世帯を合わせますと1,423世帯、27.5%が75歳だけの世帯になるかと思いますが、このような状況の中、団塊の世代全員が後期高齢者、いわゆる75歳以上になるのは2025年と言われております。それ以降は医療や介護のニーズがさらに高まることが予想されます。この対応策として、厚生労働省は2025年に向け、高齢者の自立支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

また、厚生労働省は認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによると、2025年度には認知症高齢者が約700万人に増加するとも予想されております。

核家族化が進み、家庭の介護力がなくなりつつある現在、地域の高齢者を家庭だけでなく地域住民で守るという考え方の転換が求められております。

それを実現するのが地域包括ケアシステムであり、その中核を担う組織が地域包括支援センターであると理解しております。

地域包括ケアシステムは、各自治体がそれぞれの地域の特性に応じて作り上げていくことが求められており、高齢者が長く住みやすい町にするためには何が求められているのか、高齢者に困ったことが起きたときに、そこに相談すれば地域の様々なネットワークを駆使して解決してもらえるというのが地域包括支援センターの存在意義であると考えます。

そこで、地域包括支援センターの存在および役割の周知方法について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

町のホームページおよび広報みのぶで周知しております。広報では身延町地域包括支援センターだより「ささえあい みんながつながり元気で暮らせるために」というタイトルで、毎月1ページ、紙面を確保し、様々な情報を掲載しております。

また、集落に認知症予防教室や認知症サポーター養成講座で出向いた際にも周知していますし、介護保険事業計画が3年に一度、改訂されたときには、「私たちの介護保険」という冊子を各戸配布し、その中でも掲載し、周知しております。

なお、民生委員の方々には毎年、年度初めに資料により周知しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

2月9日更新の当町ホームページ、トップページにも地域包括支援センターの案内がなされておりました。高齢者の方々にとって、地域包括支援センターが何か困ったことがあったら気軽に相談に行けるような、高齢者にとっての駆け込み寺のような存在であってほしいと考えております。

最初の質問の答弁にもありましたけれども、核家族化が進み、高齢者の一人世帯や老夫婦のみの世帯が増える中、例えば高齢者の方にとっては、ごみ出しひとつとっても困難な課題となり得ることが考えられます。

地域の高齢者の方々を地域の住民で見守る体制や、老老介護世帯への支援体制の現状と今後の課題について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

平成30年11月に少子高齢化、人口減少が進む身延町の今後のまちづくりの一つの方向性として、地域住民等が連携して高齢者等の日常生活を支援するための仕組み、体制をつくることを目的に生活支援体制整備事業を開始いたしました。

この事業は、生活支援コーディネーターの配置と地域支え合い協議会の配置および運営の2つの取り組みをもって構成されております。

生活支援コーディネーターは、町の地域包括支援センターと連携しながら、高齢者等の日常生活を支援するサービスが地域において提供されるよう、地域資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングなどを行っております。

身延町全域を活動範囲とした第1層生活支援コーディネーターと下部地区・中富地区および身延地区のそれぞれの区域を活動範囲とした第2層生活支援コーディネーターを配置しております。

地域支え合い協議会は、生活支援コーディネーターの配置区域に応じて、第1層地域支え合い協議会と第2層地域支え合い協議会とに分類して設置しております。

第1層地域支え合い協議会は、町全体で取り組む支え合い活動を進めており、第2層地域支え合い協議会は、それぞれの地区の課題に応じた支え合いを進めております。

また、第1層と第2層生活支援コーディネーター打ち合わせ会を月1回程度開催し、第2層

地域支え合い協議会の3地区の地区活動等をそれぞれ支援しています。

第2層地域支え合い協議会の会員を、もう少し増やしていけるよう取り組みながら、今後も生活支援体制整備事業を推進していきます。

さらに身延町地域包括支援センターでも、高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に応じ、それぞれの高齢者の状況に合った介護や福祉サービスなどの利用につなげるよう支援しております。

相談の内容には、介護保険の申請をしたい、身体機能に不安がある、一人暮らし・高齢者夫婦の親が心配、近所の一人暮らしの高齢者が心配など、本人、家族や地域住民等から様々な相談があります。

今後とも寄せられる相談に応じ、高齢者の心身の状況や生活の実態と必要な支援等を幅広く把握し、住み慣れた地域で適切な支援につなげるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

地域包括支援センターの役割というのは、身延町みたいに高齢化が進むところでは、非常に重要な役割を担うと思いますので、今後もきめ細やかな対応をしていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にまいります。

環境省は2021年3月、高齢者ごみ出し支援導入の手引きを地方公共団体向けに発表しました。そこには、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要が生じていると示してあります。

支援制度設計のためには、第一歩として、地域の実態把握、そして計画、運用、評価につなげるとあります。

また、総務省は高齢者のごみ出し支援に活用できる特別交付税措置の実施を2019年11月に表明し、同年度分より交付を始めました。これにつきましては、当時の高市大臣が結構、テレビ等に出て報道でも取り上げられたことであります。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援のタイプは、直接支援の直営型、直接支援を委託する形、コミュニティで支援する形、福祉サービスの一体型、これらがあるかと思いますが、本町の支援制度の現状について伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

本町で高齢者のごみ出しに特化した支援はございません。しかしながら、介護保険制度でホームヘルパーに自宅に訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられるホームヘルプサービスがあります。このサービスの中で、住居の掃除、洗濯、買い物などごみ出しを組み合わせることは可能です。

また、町独自の高齢者福祉サービスで社会福祉協議会に委託している事業に65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯などを対象とする自立ホームヘルプサービスがあります。週に2回以内、1回当たり1時間以内とし、利用者の負担金は1時間あたり229円です。この自立ホー

ムヘルプサービスの中でも、住居の掃除、洗濯、買い物などごみ出しを組み合わせることは可能です。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

現在、福祉サービス一体型の対応で、ごみ出しに特化した支援は行っていないと理解いたしました。ヘルパー支援や自立ホームヘルプサービスの利用者以外の高齢者の方々の中にも、ごみ出しに困っている方は存在するはずですし、ヘルパー支援のサービスの利用を開始しようとしたら、そこのお宅がごみ出しができておらず、家の中がかなりのごみが放置されているような事例も見受けられるようです。普通ごみ以外、粗大ごみ、不燃ごみなど、様々なごみ出し困難事例は今後も増加することが予想されます。

高齢者や障がいをお持ちの方を対象の、ごみ出しに特化した支援制度構築に向けた取り組みについて、今後の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

本町の高齢者などへのごみ出し支援の状況ですが、ご近所の方々が声掛けし、ついでに収集所までごみを運んでいるというお話をよく耳にいたします。これは人と人のつながりがあるからこそできることであり、前のご質問で答弁した生活支援体制整備事業の目的であります地域住民等が連携して、高齢者等の日常生活を支援するための仕組みづくりそのものであると考えております。

ごみ出し支援に特化した相談がほとんどないことから、地域住民等が連携して高齢者等の日常生活を支援するための1つの仕組みができていますと考えていますので、今後も地域支え合い協議会や民生委員の方々と連携しながら、地域住民等の取り組みに注目していきたいと思っておりますので、今のところはごみ出しに特化した支援制度については考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

ごみ出しの事例は今後増えてくるかと思えます。そのときにまた、それぞれの施策を考えると、それぞれデータを取りながら、現状は、身延はかなり地域の支え合いが発達しておりますので、ごみ出しもそれぞれ近所が助けたりということできいておりますけれども、これらもできないときも来ってしまうのかななどと考えておりますので、そのへんも頭に置いていただけたらと思えます。

続きまして、最後の質問になります。

身延山久遠寺開創750年事業と観光振興について伺います。

本町の一大観光スポットであります身延山久遠寺が、本年開創750年を迎え様々な行事が

5月17日を皮切りに1カ月以上にわたり執り行われます。50年に一度の貴重な機会を町としては一大観光事業と捉え、観光立町みのぶ実現のため、集客・誘客につながる施策を行い、身延山に訪れた方々に、西嶋和紙の里であったり、下部温泉郷など周辺施設にも足を運んでいただき、経済効果を目指すべきと考えますが、それらについて、見解と具体的な施策について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延山開創750年に伴い、身延山地域はもとより町内の宿泊施設、観光周遊など多くの観光客が訪れることが期待されます。町では誘客に向けた絶好の機会と捉え、身延山観光協会などが行う観光事業に対して、支援およびPRを行ってまいります。

また、町内全域への観光周遊の促進に向けて、身延町観光協議会においては、すでに情報共有と意見交換を行っているところですが、身延町スポーツ健康増進施設が今春のオープンを予定しており、新たな集客施設ができますことも踏まえて、ほかの観光地と相互の回遊による観光面での効果が得られますようにPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

観光産業は、コロナ禍からまだ立ち直れないような状況であります。町長も一昨年の12月定例会、同僚議員の質問において、身延山久遠寺は唯一無二の存在であり、観光資源として積極的に活用させていただき、町内のほかの観光資源と連携させることにより付加価値を高め、周遊型の観光地を目指していくとの答弁があったことを記憶しております。その言葉を実現させる、またとない機会であるとも考えておりますので、ただいまの答弁よりさらに踏み込んだ誘客施策の実現のため、地元身延山久遠寺、身延山観光協会、その他の観光施設等、更なる連携をお願いして、私の一般質問をこれにて終了させていただきます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

まず、水道事業の公営企業会計への移行につきまして、質問させていただきます。

水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による料金収入の減少や施設、設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増しています。今後、中長期的な見通しをしたときに、持続的な経営が困難な自治体が出てくるのが懸念されます。このような状況を踏まえ、経営努力を促進する方策や、持続的な経営を確保するための対応策を検討する必要があります。これが公営企業会計を導入する要因でもあります。

身延町も来年の4月より経営形態を公営企業会計に移行する予定です。1年後に迫った、この時期、改めて質問いたします。

まず、現行の上下水道料の算出基準につきまして、簡易水道の供給単価と給水原価および下水道の使用料単価と処理原価の比較状況と、利用料の口径別に規則で定められた定額金額の算出基準について伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

まずは、簡易水道事業における供給単価と給水原価ですが、令和3年度末において供給単価は約145円、給水原価は約343円です。下水道事業における使用料単価と処理原価ですが、使用料単価は164円、処理原価は305円です。

次に算出基準についてですが、市町村合併に当たり、それぞれの専門部会、会議開催の上、当時の料金設定を把握する中で、住民の生活状況の影響を最小限にとどめることを第一とした料金設定となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

現在の上下水道料金は、原価の4割から5割程度ということが分かりました。ありがとうございました。

次に、上下水道の加入率と料金の回収率について伺います。

収入に直接影響する上下水道のそれぞれの加入率と料金の回収率の状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

簡易水道につきましては、令和3年度末における普及率は98%です。また、令和3年度末における収納率は98.1%です。下水道につきましては、令和3年度末の下水道全体の加入率は65.1%です。また、料金の収納率は99.81%です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

料金の収納率はほぼ100%ですが、問題は加入率、これは住民の意識の問題であり、特に町民全体で支える下水道事業の加入率が65.1%というのは、非常に深刻に感じます。

次に、現公会計の繰出基準について伺います。

一般会計からの水道事業への繰出金額の繰出基準について伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

簡易水道事業、下水道事業とも総務省通知に基づくところが繰出基準となります。端的に申し上げますと、簡易水道事業、下水道事業とも資本費等の負担軽減などを目的として、地域拡張事業、新設事業等、今まで行われた建設改良費の財源として借り入れた地方債の元利償還金が基準となります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

国からの建設改良費の元利償還の、何%かということはなかったんですが、繰出基準があり財政措置がされているということが分かりました。

そして、その1年間の収支状況によって、身延町の一般会計からの基準外繰入ということがされているのだと理解いたします。

次に、公営企業会計に向けての資産管理について伺います。

持続可能な水道事業を実現していくためには、長期的な視点に立ち全水道施設のライフサイクルの効率的かつ効果的な管理運営が必要となります。下水道のストックマネジメントをはじめ水源の確保、施設整備、施設の改築更新など、現在の資産管理に対する考えと計画の状況の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

まずは、現在の計画状況について説明させていただきます。

簡易水道事業、下水道事業とも公営企業会計移行準備として、固定資産調査を行っており、下水道事業においてはストックマネジメントの一部を完了しているところであります。

次に資産管理についてですが、国から自治体へ通達等により、中長期的な経営計画を求められている状況はご質問のとおりであります。

しかしながら利益のみでなく、福祉的な観点も含めた料金設定、多角的な視点に立っての整備計画策定となることから、専門的知識を必要とし、なおかつ地域の実情に即した運営も必要であり、策定完了までに時間を要します。

第一段階として、公営企業会計移行を行った上で、公営企業会計方式による現状把握を行い、町民の皆さまの意見を伺いながら、実効性のある施設更新および整備を進めていきたいと思うところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この資産管理という言葉ですが、大きく分けて2つの要素があります。1つは、公営企業会計の決算にかかる収益的収支と資本的収支があり、特に貸借対照表における減価償却費に関する経理上の固定資産管理要素がありますが、2つ目の、先ほどおっしゃった下水道のストックマネジメントなどに指摘される道路の陥没や未処理下水の流出等の事故を未然に防止するため、老朽化した下水道施設を戦略的に維持、管理、改築し、機能を継続的に発揮していくための資産管理は住民生活にとって、さらに重要な点と考えます。

すでにやっていると思いますが、優先順位を、今よりもさらにきめ細やかな資産管理をよろしく願いいたします。

次に、公営企業会計における供給単価と使用料についての考えを伺います。

令和6年度から地方公営企業により、事業経営に要する費用を独立採算性の原則に基づき、税金によらず水道料金などの事業収益をもって充てるとされています。

将来の人口減少から厳しい財政状況が予想される中、一般会計からの基準外繰入は極力、削減なくてはなりません。来年4月からの供給単価および使用料金の設定についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

前段にて答弁させていただいたとおり、使用料金の設定は利益のみでなく、福祉的な観点も踏まえた地域の実情に合う状況であることが肝要と考えます。

公営企業会計では、事業収入をもって運営に当たるというところは、ご質問のとおりであります。身延町のような広大でありながら人口の減少が進む地域において適正な使用料の設定は非常に難しい問題でもあります。

今後、上下水道それぞれの運営審議会による審議諮問の上、答申をいただきながら慎重に料金改定を進めていくということが大事であると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

答弁の中にあります、運営審議会での料金改定の審議につきましては、現状における多方面からのデータのほかに、すでに公営企業会計を導入している人口、環境における類似町村の情報など、多くの情報を提供していただき、スピード感をもって対応していただくようお願いいたします。

最後の質問ですが、公営企業会計移行へのロードマップについて伺います。

公営企業会計導入まで、あと1年。事前準備は予定どおり進んでいると考えられます。

その準備の中で、公営企業会計の独立採算性の原則を適用する前提として、大きく2つあります。

1つは公営企業としてなすべき努力を行った上での営業費用の基準と、不採算事業への繰出基準による財政措置であります。その中でも公営企業としてなすべき努力を行った上での、なすべき努力とは、公営企業が健全経営を維持するために上下水道の加入率を限りなく100%に近づける努力と考えます。

これら難しい問題を含め、公営企業会計導入までのロードマップの説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

令和元年度から令和5年度までを人口3万人未満の自治体に向けた公営企業会計移行における拡大集中取り組み期間として位置付けられ、身延町としては今後の施設管理のために必ず取り組まなければならない施策となっており、予算をいただきながら、令和元年度経営戦略策定、令和2年度から令和3年度にかけて固定資産調査、令和4年度に上水道事業創設認可申請書類作成、また企業会計予算策定のための業務期間調整等を実施、令和6年度当初の移行に向け、年次で取り組んでいる最中であります。

移行後は修繕計画および財政計画等、中長期的な経営計画策定に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えております。

ご質問のなすべき努力についてですが、特に下水道における接続率および加入率につきましては、現在、訪問による勧奨を行っているところであります。

100%の接続は非常に困難ではありますが、少しでも近づけるよう継続しての取り組みを行ってまいります。

また、公営企業として効率的な経営を目指し、他県、他市町村の取り組みを参考にしながら効果的な方策が実現できますよう模索し、検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。公営企業会計として、4月のスタート時点での、どのような環境をイメージするかということが重要です。最終加入率の設定から月ごとの目標値を設定しながら取り組むロードマップも必要と考えます。

また、非常に重要なことですが、収入に関して、上下水道の利用料だけではなく、外に目を向ければ、下水道の汚泥を利用した堆肥に変えるリサイクル事業の展開をしている市町村もあります。

収入源を積極的、広域的に考えていくことが企業性の発揮をする上で重要な視点と考えております。ぜひ継続的、持続可能な上下水道事業の充実に総力をあげて取り組んでいただきたいと思います。

次に2問目の質問に入ります。

鳥獣被害防止対策について伺います。

合併当時から20年間に鳥獣害対策関連の一般質問は数多くされてきました。まさに中山間地における身延町住民の生活は、鳥獣害との戦いの歴史であったことを物語っております。

その間、電気柵・防獣柵の設置範囲は拡大し、罠の種類と台数も増えてきました。また猟友会登録者数は徐々に減少しているが、捕獲数は増加しています。しかし、身延町全域において鳥獣被害地域は年々広域化し、被害額も増加しています。農業者の高齢化と同時に、生産意欲の減退は耕作放棄地の拡大という環境問題にもなっております。

20年以上の獣害対策の知識と経験をもとに、住民と町と県とが歩調を合わせた抜本的な問題解決につなげる計画を立てる時期にきているのではないのでしょうか。

その中で、耕作放棄地対策について。

野生鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地の草刈りなどの管理は、地権者の問題だが思うように改善されていないのが現状です。

高齢化や町外転出者が増加する状況において、耕作放棄地の管理に関する県の補助金や制度の活用、法人の参入などを利用した継続的・計画的な方策を町が先頭に立って展開すべきだと考えますが、現状の説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

本町の耕作放棄地対策は、議員ご指摘のように中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用を合わせ、人・農地プランを策定し、その地域内で営農拡大の意欲のある農業者に農地の集約を図り、新たな耕作放棄地の発生を防ぐとともに、耕作放棄地の解消に努めています。

また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の活用のない地域や人・農地プランの策定のない地域においても、農作物の振興を図り、作付面積の拡大により耕作放棄地の減少を目指しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

来年度の予算書の計上にあります。多面的機能支払交付金などの草刈りや農地確保に関する交付金、補助金の紹介など、住民に対してさらにより多く情報の発信をし、耕作放棄地の雑草管理に努めていただきたいと思います。

次に、罠の貸出制度について伺います。

現在の罠の状況は、サル用が5台、イノシシ用が20台、ハクビシン用が10台と聞いております。これらの罠は貸出用で全体的に数が少なく、中でも被害が多く発生しているサル用の罠が特に少ない状況です。貸出期間の管理や罠の定数管理、設置要領などについて説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

現在、罾の状況ですが、サル用囲い罾5台、なお来年度、1台、購入予定でございます。

それから、シカ、イノシシ用箱罾32台、ハクビシンなどの小動物用11台を運用しております。

貸出期間等の管理につきましては、捕獲実績や区からの要望等を勘案し、柔軟に対応しております。

なお、設置要綱はありませんが、捕獲の実施に当たっては、山梨県管理捕獲実施要領、ならびに山梨県有害鳥獣捕獲実施要領および身延町鳥獣被害防止計画に沿って運用しております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問させていただきます。

罾は現在、貸出用のため、どこの地域でも順番を待っている状況です。地区の要望を勘案してという答弁ですが、いつになるか分かりません。貸出期間は規則で定めるべきだと考えます。

また、その他の小規模の罾も定数管理は紛失対策になると思いますが、そのへんについての考えを教えてください。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

罾を設置した場合、設置後、数日で捕獲できる場合もあれば、なかなか捕獲できないときもあります。捕獲の成果があげられない地区では、成果が出るまで設置を望む場合が多く、一律に貸出期間を設けることは効率的であるとは思いますが、実施は困難であると考えております。

ただし、獣害の発生している地区の罾の設置要望に対し、長期間にわたり設置できないのは、これもまた町民の皆さまの要望に応えられないこととなりますので、町ではサル用の囲い罾を来年度1基、購入予定としております。

なお、今後は檻の運用状況を見ながら台数を増やすか検討してまいりたいと考えております。

また、定数管理は紛失対策にも必要とのご指摘ですが、産業課では罾の貸出台帳を備え付け、管理を行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次に移ります。

罾の購入に対しての補助金制度の提案です。

罾の順番を待っている期間にも被害が広がっているとの声をよく聞きます。区の要望による

罾の購入に対して、町に補助制度を設けるという方法は取れないでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

野生動物の捕獲には、原則として狩猟免許の取得、狩猟登録が必要となります。いずれも個人の資格となりますので、区として罾をかけることは、そのままではできません。獣害捕獲の場合、関連する法律等の規制をクリアする必要があります。

また、事故などが起きた場合や罾の設置、捕獲、処分等、一連の行為について責任の所在を明確にしなければならないと考えます。したがって、これらの問題がクリアできるか、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この提案は、町の用意する罾が少ないから、さらに導入数を増やすために、予算的に区も協力するという質問です。ですから今の罾設置状況とはまったく変わらないと考えますが、いろいろクリアしない点があるのご指摘ですので、今後も検討を続けていただきたいと思います。

次に侵入防止柵の整備計画について。

身延町鳥獣被害防止計画には、侵入防止柵の整備計画が年度ごとに記載されております。侵入防止柵で囲うことが最も有効だと考えますが、その防止柵の形式にも問題があり、効果が十分でないという声も聞かれます。現在の整備の進捗状況と問題点について伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

町の鳥獣被害防止計画の中で、侵入防止柵の整備計画につきましては、中山間総合整備事業により電気柵、防護柵の設置を山梨県峡南農務事務所が行っております。

防止柵の効果が無いとの声があるとのことですが、これはご質問の問題点とかぶるかと思いますが、町道、県道、国道、または河川、用水路は柵を設置することができません。そこから侵入を許すこととなります。そこで、町の補助事業であります有害鳥獣防除用施設設置補助金を活用いただき、補っていただければと考えます。

また、中山間総合整備事業の進捗につきましては、本年度末で78%の予定です。今後も県において鋭意、事業実施する予定となっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

この防止柵の効果が無いという声は、その形状に問題があり、罾の上部は網状でなければ乗り越えられてしまうという声を聞いております。実際に設置してある住民の声があった場合に

は、改良に協力的なアドバイスをお願いいたします。

次に移ります。

ドローンによる獣害対策について伺います。

鳥獣害対策としての群れ単位での個体数の管理や誘導域、頭数の調査など鳥獣の適正な密度管理は行政が科学的な調査に基づき、計画的に進める取り組みとされております。

専門の会社、個人も増えております。本町の鳥獣害対策としての個体数管理への考え方と現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

現在の本町における有害鳥獣の個体管理は、猟銃や捕獲檻などの罠による駆除により行っております。また、ご指摘のドローンを活用した獣害対策につきましては、まだ新しい技術で、現在、多くの実証実験が行われている段階です。

さらにドローンを操縦する者をどうするか、職員が行うのか、外部に委託するのか、今後、各地の成果の検証と合わせ、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

捕獲数が増えているんですが、捕獲数を増やすことは根本的な解決策にはつながりません。近隣の他町村でも業者に委託して、獣の個体管理、行動範囲等を地図上に落とし込み、獣害対策に取り組んでいる町村もあります。

鳥獣害対策の材料としている、ベースとなるデータがあってこそ根本的な鳥獣害対策が取れると考えます。ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問ですが、鳥獣害対策と野生動物管理のランドデザインについて伺います。

全国の鳥獣害対策における技術的な解決方法は整理され、モデル的事例は多く排出されております。それを広めるためには、住民の問題意識の共有が必要だと考えます。住民研修会や座談会の開催、アンケートの調査から獣害対策の行政と住民の役割分担を整理していく必要があります。

鳥獣害の根本的解決と野生動物の管理における行政のランドデザインについて、どう考えているのかお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

町では、山梨県管理捕獲実施要領ならびに山梨県有害鳥獣捕獲実施要領および身延町鳥獣被害防止計画、これらに沿った獣害対策を実施しております。

基本的には、銃あるいは罠による捕獲により加害獣の総数の抑制を図ることを主眼に獣害対策を実施しておりますが、それを補う手立てとして中山間総合整備事業および町の補助事業に

よる侵入防止柵の設置、さらに町で毎年開催しております有害鳥獣駆逐用煙火講習会をできるだけ多くの方に受講いただき、有害鳥獣追い払いに役立てていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

答弁の中にありますが、20年、鳥獣害対策をしてきました。そろそろ、このへんで終わりにしようではありませんか。今のランドデザインの中にあります県や身延町の要綱、計画に沿って銃や罠による加害獣の総数を抑制することを基本としている。先ほどの質問にも入れましたけども、全国的には鳥獣害対策における技術的にも解決方法は整理され、成功モデル的事例や、また失敗事例も多く排出されております。すでに参考になっている方法もあろうかと思いますが、外に目を向け、それらの事例に取り組むことも重要だと考えます。20年以上続けてきました鳥獣害対策ですが、根本的な解決策を計画的に着実に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

3問目の質問に入ります。

中部横断道の「道の駅」につきまして伺います。

国土交通省の道の駅設置に対する考え方は、沿道地域の文化・歴史・名所・特産物などの情報提供ができるサービスエリアであり、道の駅自体が観光地として位置付けられるようになった。休憩施設が個性豊かな賑わいのある空間となって、地域の情報発信や活力のある地域づくりの核となっている。また「道の駅」を介して地域連携の促進効果や、交流人口の増加への基地としての期待につながる。2025年には「道の駅」を新たなインバウンド観光の拠点となることを目指すとし、バス、自転車、レンタカーなど多様な交通手段を利用しながら隅々まで旅行を喚起させ、観光施設情報をまとめて提供できる周遊の交通拠点としての役割を發揮させるとしております。さらに広域的な防災対策機能を担う「防災道の駅」を全国の安心拠点として、さらにあらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターとしての役割にもつなげるという、これが国土交通省の道の駅に対する考え方です。

それに対して、以前、何度か、道の駅をなぜ設置しないのかという一般質問を二度ほどしてまいりました。令和3年12月議会の建設課長の答弁は、全国道の駅連絡会の道の駅設置に対する考え方を基に、「休憩施設としては広域的な視点での構想づくりが望まれる。地理的要因からも道の駅建設は困難であり、新たに道の駅検討委員会の設置は考えていない。」という答弁でした。

さらに、昨年6月議会の観光課長の答弁は「インターチェンジ付近への新規集客施設の設置は観光客が一極集中することになってしまう。地域全体を活性化させるためには、既存の道の駅に特色をもたせ誘客を図ることが必要だ。」とし、横断道に直結する道の駅は必要ないという内容を答弁していただきました。

これらの考えは、国の道の駅を中心に地域活性化を期待する考え方に対して、基本的にまったく逆のものです。個人的な意見と思いませんが、大きく異なる考え方で建設を断念した道の駅検討委員会とは、どのような組織構成なのか説明をいただきます。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

中部横断の道の駅というような形でお答えをさせていただきます。

すべての自治体で設置しているのかは不明でありますけども、道の駅を整備するに当たりまして、検討委員会を設置している自治体があることは承知しております。

本町においては、道の駅検討委員会を組織した経緯はありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

そういう委員会はないということですね。

次に移ります。

議会だよりには、平成18年3月17日付けで中部横断自動車道新直轄方式早期実現において、産業建設常任委員長の付帯決議が掲載されております。その内容は「六郷インターチェンジから南部インターチェンジにランプおよびサービスエリア、道の駅を設置し、利便性向上を図ること。インターチェンジおよびランプ周辺道路網の整備推進を図りサービスエリア、道の駅を拠点とした活性化計画を促進する。」という内容です。まさにこれは国の方針と一致しております。しかし結果として、道の駅の建設は実施されませんでした。建設不要の結論を出した経緯について、議会ではこの内容は説明されたのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

平成18年2月7日、第2回国土開発幹線自動車道建設会議において、中部横断自動車道富沢・増穂間が新直轄方式で整備されることが決定し、平成18年第1回定例議会産業建設常任委員会において、中部横断自動車道新直轄方式早期建設についての付帯決議がなされたことは承知しております。

各町や中部横断自動車道富沢・増穂建設促進連絡協議会等において、様々な要望活動を実施し、平成29年11月に道の駅なんぶが登録を受けました。インターチェンジにつきましては、富沢インターから六郷インターの区間に当初の計画の4カ所のインターに身延山インター、中富インターが地域活性化インター制度を利用して山梨県事業として追加整備され、中部横断自動車道の利用者や地域住民の利便性の向上が図れました。

身延町として道の駅不要との結論を出した明確な経緯はございません。その都度、議員の方々には整備の方法や進捗状況につきましては、説明していると認識しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁の内容から、道の駅検討委員会はもともとなかった。また議会は道の駅建設の必要性の付帯決議を行っている。さらに先ほどの答弁は、身延町は道の駅建設不要の明確な意思表示は行っていないということです。それでは、誰が一体、この100年に1回のビッ

クチャンス潰したのか。昨年の建設課長、観光課長の道の駅不要の答弁は、何を意識してのものだったのか。また、今回の一般質問の付帯決議を取り入れなかった議会への説明の有無についても今回の答弁では納得できるものではありません。

町や県の政策は、国の政策の方向に向かっているものでなければ、町は取り残されてしまいます。中部横断道が開通して、近隣の町の道の駅は常時、県外ナンバーの車であふれています。これこそ身延町が最も目指している観光や企業誘致につながる交流人口の受け入れ窓口の機能を道の駅が果たしている姿ではないでしょうか。

昨年を振り返れば、峡南ネクスト共創会議で決まるとされる観光振興のための電動自転車導入事業は、道の駅から自転車、レンタカーなど多様な交通手段を利用しながら、隅々まで旅行を喚起させ、観光施設、情報をまとめて提供できる周遊の交通拠点としての役割を發揮させるという、国の道の駅に対する方針につながります。

しかし、身延町には中部横断道に直結する道の駅がない。方向性が逆だから政策が結びつかない、効果が出ないのではないのでしょうか。3倍に交通量が増加した中部横断道に直結する道の駅の情報発信により、しだれ桜の里クラフトパーク、自然の里、和紙の里、ゆばの里など、そこに光を当て、すべて誘客に結び付くものと考えます。

新しい空気を入れなければ身延町は沈んでしまいます。議会も身延町自体も明確な道の駅不要の結論を出していないという答弁を受け、造らなかった理由も含め、中部横断道で最も遅い道の駅建設の要望について、次の議会におきまして、再度、一般質問させていただきます。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

答弁の通告はございませんが、今の山下議員の発言に対して、私からお答えさせていただきます。

山下議員は、道の駅存在の在り方を、私たちとは全然考え方が違います。南部の道の駅、富士川の道の駅、混雑しています。本当に盛っています。それはそれで素晴らしいと思います。ただ私が見る限り、その2つの道の駅は通過で終わっています。そこへ寄ってトイレへ寄る、もしかしたら買い物をする、そのまままた乗って行ってしまいます。われわれが考えているのは、身延町は観光の町ですから、いかに町に人が下りてもらうか。インターの横へ例えば道の駅を造ったとしても、寄ってそのまま、また町から出て行ってしまような道の駅を私たちは求めるつもりはありません。下に下りて、道の駅へ寄って、町を周遊するための道の駅の整備を身延町は考えております。

さっきの議会の話ですけれども、これは身延町のことだけではなくて、直轄エリアの中にそういうものを造ったらどうかということで、それは今、南部と富士川が地形的にも適していて整備をしました。身延町は見てのとおり、高架のところがあって、山の中ですから直結した道の駅というのは造らないんですが、逆に下に下りてきて、寄っていただく道の駅を整備するというのが今の町の方向性だということを、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ちょっと時間がないので、それは次回の議会におきまして私が一般質問しますので、そのへんは詳しく議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に国道52号線の交通量と「ゆばの里」の建設についてですが、令和4年6月定例議会において、全線開通して1カ月後、建設課長の答弁は「中部横断道と国道52号線の交通量は14%増加したという調査結果から、町への来訪者は増加していると推定する。」という答弁でした。

1年半経過した現在、国道52号線の交通量の調査分析結果は推定どおりだったのか。同時に中部横断道の建設が富士川町まで来ている段階で、国道52号線の道の駅「ゆばの里」の建設は、交通量の推定から判断は正しかったのか伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

すみません、答弁の前に質問の趣旨を確認させていただきたくお尋ねいたします。

本件の一般質問は、中部横断道の道の駅についてとの大きくくりの中で、国道52号線の交通量とゆばの里の建設に限ってのご質問となっておりますが、どのような趣旨からゆばの里について特別にご質問なさるのか、お教えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

民間の出店基準というのは、まず調べるのは人の流れであり、交通量だと思います。そして、それは現在から未来に向けての予想から出店計画します。いろんな情報がある中で、ゆばの里の現状から含めて、それが成功だったのか、正解だったのかということです。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

先ほど、道の駅「ゆばの里」とおっしゃられまして、ゆばの里は道の駅ではございませんので、そのへんは誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、質問の内容につきまして、お答えさせていただきます。

身延町活性化施設、通称ゆばの里は平成15年3月の建設で20年が経過しております。ゆばの里は、これまで本町の特産品である、ゆばの生産、普及促進などや地元農産物販売に貢献してきたと考えます。したがって、国道52号線沿いへの建設は交通量の推定から判断は正しかったかのご質問ですが、交通量の推定が行われたか分かりませんが、ゆばの里の貢献を考えますと、正しかったと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

お金を使うということ、投資ということは、経営感覚がなければいけないと思います。どんなお金を使っても、これが達成できれば成功だということに対しては、役場内だけの論理だと

思います。

今の交通量を調べていないということに対して、これは調べれば出ているわけです。国土交通省の1年が経過した、昨年9月時点での中部横断道の交通量は、開通直後から3倍の交通量に増加しています。山梨県峡南地域において中部横断道沿線に立地する企業の取引先は1割を増し、売上高は4割増し、従業員も1割増加したとしています。とにかく上は盛り上がっています。

一方、中部横断道と並行する国道52号線の交通量は3割減ったとしています。交通量の3割減少は明確にゆばの里の経営状況に反映されます。建設当初こそ黒字経営を実現しましたが、中部横断道開通後の毎年の赤字が続く状況の中で、令和5年度予算におきましては、指定管理料1千万円を計上するような状況になっております。

今になってホームページの充実や、ゆばの里の特色づくりの設備投資を来年度予算化しておりますが、デジタル化社会においてアナログ方式で頑なに推し進める泥縄的な政策ではなく、交通の地理的リスクや政治活動への感度を高め、情報収集活動を通して、将来の先を読む力が必要だと思えます。環境変化に機敏に対応できる事業展開を切に願っています。

次に、子育て世代の定住政策と「こども家庭庁」の少子化対策について伺います。

第一次総合計画の若者定住促進政策において、「産婦人科・小児科を整備し、検討、子育ての支援対策や学校教育の充実など、子育て世代が定住できる環境改善を進めます。」という文面がありました。身延町はこれで変わっていくと期待を持ったところですが、しかしながら当初の計画から10年、この文章は全文削除されました。若者の定住政策の環境づくりは大きく後退した内容になってしまいました。

そこで、この10年間、具体的な取り組みは、どんなことをしてきたのか、また特に診療科の設置や医師確保については、医療機関との協議はまったくしてこなかったという前回の答弁でしたが、このへんの理由も教えていただけますか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

「産婦人科・小児科の整備、検討」という文言が掲載されているのは、第1次身延町総合計画後期基本計画の平成24年度から平成28年度までの5年間と、第2次身延町総合計画前期基本計画の平成29年度から令和3年度までの5年間の合計10年間でございます。

この10年の間に産婦人科・小児科設置の実現に向けての取り組み内容はというご質問ですが、診療科の設置や医師確保については、経営等の観点から各医療機関側の意向が最大限重要視されると考えていますので、設置の実現に向けての協議までには至っておりません。

次のご質問の、それに伴う問題点は審議会でもどのように審議されてきたのかということですが、総合計画審議会へは事前に計画案を提示し、意見照会をしていますが、意見はありませんでした。

最後のご質問の、特に診療科の設置や医師確保などについて、各医療機関と協議しなかった理由は何かですが、診療科の設置や医師確保については、経営等の観点から各医療機関側の意向が最大限重要視されると考えております。

しかしながら、身延町、早川町および南部町の峡南南部地域は同規模の病院が複数運営され

ている一方で、人口減少の影響等により将来的に病院の収益面や人材確保等において厳しい状況が見込まれていることから、峡南南部地域医療体制調査検討委員会を立ち上げて検討を進めています。

現在、県の補助金と飯富病院、身延山病院、身延町、早川町および南部町の負担金を財源として、峡南南部地域における医療需要や医療機関の機能等の調査・分析を行い、課題を抽出するとともに、医療体制の在り方や医療機関の連携方策等、複数の解決策を提示することにより、峡南南部地域における医療体制の充実を図るための検討に向けた基礎資料とすることを目的とした調査業務委託を行っております。

今後は、この調査結果をもとに産婦人科および小児科に特化したものではありませんが、峡南南部地域における医療体制の在り方について検討していきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問です。

結局、面倒なことはしないでおこうと。そして人口が減少してきたから、産婦人科・小児科も必要ないだろうという判断をしたようにしか、私は取れません。そして、なぜしなかったという理由を、病院の経営を心配していたというような、その原因の、答弁書については、自分たちの不作為が原因でできなかったことを、病院の経営を心配してというふう置き替えるということについては、まったく看過できません。

10年前に、計画どおり産婦人科・小児科ができていたら、これほど人口減少はなかったと考えますが、それに対する検証についてお答え願いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

山下議員は、かつて飯富病院の事務長を務められていましたよね。飯富病院に小児科があったんですが、小児科がなくなったときに、事務長でいらっしゃいましたよね。逆にどうしてですか。そのとき、なくしたんですか。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

いろいろ原因はあります。その原因を、そのときは組合長は早川の町長、それから身延町の前町長が組合長という立場の中で、小児科の医師の来なくなった原因については、説明してまいりました。

ただ、身延町の前町長だけは、原因を聞かずに、小児科の廃止については、文句を言うだけだったです。今、振り返ってみて。これは私が言われたわけですから間違いありません。一度でもいいから、身延町の前町長が山梨大学の医局に足を運んだことがありますか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

現実からいって、行政が医師の派遣をお願いに行ってもなかなか動きません。今、朝比奈院長がいらっしゃって、一生懸命努力をされていて、例えば整形外科、前は身延山病院から派遣いただいたんですが、身延山病院でも医師が足りなくなりまして、整形外科は朝比奈院長が医大へ行って、医大から今、派遣されています。

やっぱり行政が医師を連れてくるという、そういう言い方をよくしますけども、われわれが行って、「はい、分かりました」と医師を派遣してくれると思っていますか。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

それが、私は考え方が違うと思いますよ。それぞれの、前回の12月議会でも言いましたけども、行政と、それから町と議会とそれから大学の医局というのが、それぞれガバナンスが分散している。これをまとめて、1つの問題点を取り組んでいかなければ結果として表れない。それは私も病院にいて、事務長一人が飛んでいって医師を獲得することは非常に難しいことがあります。その当時、早川の町長と私と院長と総婦長で医局に行っていました。そのときの医局長の対応は、早川町の町長の名刺を奪い取るような形で取って、話を聞かなかったんです。そういう状況も含めて、県のこれからの医師派遣も含めて、全体で考えていかなければ、この僻地医療というのは成り立たないと。町長の言うように行政だけでは無理だと思います。病院だけでも無理だと思います。県も含めて、総合的に地域医療を守っていくという方法を取っていかなければ、産婦人科も小児科もできるわけではありません。これだけは自信を持って、当事者として言えることでもありますので、今の町長の、行政だけに責任をなすりつけているわけではありません。ただ、早川も身延もそれぞれの町長が、飯富病院の組合長ですよ。そのへんも含めて、行政がという言い方ではなくて、やっぱり組合長としての立場も含めておっしゃっていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

私も、峡南南部の医療の在り方については、危機感をとても持っています。それで先ほど、課長がお答えしました峡南南部地域の医療の在り方について、県にお願いをして、補助金をいただいて、今、南部も含めまして、要は飯富病院だけの話ではありませんから、身延山病院も含めて南部と身延と早川の3町、そしてお寺、そして両病院、それで今、検討会を進めています。今後の総合的な医療の在り方を検討しておりますので、ある程度の方向が出ましたら議会のほうにも説明をさせていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ですから、先ほどに戻りますけども……。

○議長（上田孝二君）

いいですか、制限時間11時6分となっておりますのでお願いします。

○4番議員（山下利彦君）

いろいろなところからご意見が出て、予定がちょっと狂っているんですけども、医療機関との打ち合わせをしなくて進んだということからのこの話なんですよ。産科・小児科を設置するに当たって、医療機関との対応を一切してこなかったというところに問題を持っているんですけども、そのへんからの、ちょっと議論が脱線してしまいました。申し訳ございません。

もう1つ、総合計画の重要な定住政策の変更について、審議会、あるいは議員の全員協議会への情報提供について、ただ一冊の本だけを投げかけて、どうですかというやり方は、政策の最高峰であります総合計画の変更について透明性が保たれたかどうか、それについて伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

第2次身延町総合計画後期計画は、前期基本計画を継承しつつ社会状況の変化を踏まえ、持続可能で未来の身延町の創造と更なる発展に向け、必要となる施策について、令和4年度から令和8年度までの5カ年間の計画期間として、令和4年3月に新たに策定いたしました。

計画の策定にあたりましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき制定された身延町総合計画審議会条例により、町議会議員、一般住民等15名の委員で身延町総合計画審議会を設置し、4回にわたる審議を経て答申書を提出いただきました。

町では、この答申書を基本にした後期基本計画書（案）を作成し、身延町パブリックコメント手続に関する要綱に基づき、令和4年2月21日から3月11日までの19日間、後期基本計画案のパブリックコメントを行い、また町議会議員の皆さま全員に対しましてもパブリックコメントと同時期に後期基本計画（案）についての意見照会をさせていただき、ご意見を反映した調整を行った上で策定を完了したところであります。

後期基本計画の策定にあたりましては、審議会、パブリックコメント、議員の皆さまへの意見照会を経ることで、町政への町民参加の機会の拡充とともに町政運営における公正性、透明性の確保を図る中で策定に至ったものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問の持ち時間が終了しました。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

山下議員、申し訳ないです。今、私のほうからも時間をだいぶ使わせてもらってしまったので、これ以降のものは、次回またしていただければということですのでよろしいでしょうか。

○4番議員（山下利彦君）

以上で私の一般質問終わらせていただきます。

いろいろありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（上田孝二君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

先ほどの建設課長の答弁について、訂正の申し出がありましたので発言を許します。

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

先ほどの山下議員の3番、中部横断道の駅についてのご質問の中で、2番目の付帯決議の部分における答弁におきまして、新直轄方式で整備されたことが決定した区間につきまして、富沢・六郷間が整備されたのを富沢・増穂間と答弁してしまいました。富沢・六郷間に訂正をよろしくお願いたします。大変申し訳ございませんでした。

○議長（上田孝二君）

それでは、通告3番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず1番目に、山梨県におけるふるさと強靱化の構想の取り組みについて、町の考えをお尋ねいたします。

1番目に、新型コロナウイルス感染症対策について、本町では一般希望者を対象として、5回のワクチン接種を行っており、大規模な感染拡大もなく、高く評価するとともに休日にもかかわらず、毎回勤務された町長をはじめ、職員の方々には大変感謝を申し上げるところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症も感染者の減少に伴い、インフルエンザなみのランクに置き換えられるというような方向になると思われませんが、ウィズコロナや感染後の後遺症のある方もいると聞く中でのアフターコロナについての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

国は新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から現在の感染症法上の新型インフルエンザ等感染症などの2類感染症から、季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に位置付けを移行する方針を出しています。

この移行に伴い、これまで講じてきた各種の政策、措置について見直しを行う議論が進められています。今後の新型コロナウイルス感染症への対応については、今までとは大きく変わっていくものと考えられますので、国および県から発せられる情報に注視しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ここで、先ほどちょっと触れましたけども、コロナに対しての後遺症を訴える方がおありでしたら、そのへんの状況を分かる範囲でお聞きしたいのですが。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

正式に後遺症ということで話は伺っていないんですけども、県のほうで後遺症については取り組んで、研究して、それを全国に周知していくという方向でいるのは、承知しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問ですけども、防災・減災県土の強靱化については、市町村との協働による合理的かつ効果的な県土強靱化を実施しており、令和2年より令和7年度までに4,600億円を盛り込んでいるとありますが、町は県に対してどのような予算要求や要望事項を示しているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

県は将来における山梨県の社会経済活動の持続的な発展、ならびに県民生活の更なる豊かさの実現に貢献する社会資本を整備していくため、山梨県社会資本整備重点計画第4次を策定し、中長期的な展望に基づく社会資本整備の計画的な実施や担い手となる人材の確保・育成のため継続的な公共投資の規模を想定事業量として、おおむね4,600億円と計画に示しています。

県が主体となって行い対象とする事業は道路事業、河川事業、砂防事業、治山事業、生活排水処理事業、森林整備事業、農業農村整備事業など多岐にわたります。

町では、区から要望を受けた県が主体となる改修や防災・減災につながる道路改修、河川改修などの要望を行っています。引き続き、関係課と連携しながら要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

引き続き要望のほうをお願いしたいと思います。

3番目として、地域基盤の強靱化については、長引くコロナ禍や国際的な原材料の高騰、原油価格の上昇により町内の商工業の経営はもとより、一般家庭の生活にも一層の厳しさを増す

中、これについての町の取り組みの考えをお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症に加えて原油価格や電気・ガス料金等を含む物価の高騰対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した身延町ワンだふる商品券配布事業を昨年度に引き続き実施し、町民1人当たり2万5千円の商品券の給付により町内の事業者への支援と地域での消費喚起を図りました。

また、身延町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき、中小企業等の操業および新たな事業の創出の促進や町が発注する工事、物品購入等における受注機会の増大に努めるなど、具体的な施策にも取り組んでいるところであります。

なお、身延町商工会においては、経営発達支援計画に基づき、町内の小規模事業者に対して伴走型の支援を取り組んでおりますので、今後も身延町商工会と連携を強化するとともに物価高騰等、諸般の状況に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

これからも物価の高騰や資材の高騰、燃料の高騰等、引き続き考えるわけではございますけれども、ぜひ住民に対して手厚い保護を施策していただければと考えております。

それでは、4番目の質問に入らせていただきます。

地域を担う人材づくりについてですが、これらの身延町にリーダー役として求められる人材は、ものづくりの知識や技術を有する後継者やデジタル技術を縦横無尽に使いこなせる人材など、高度な技術や能力を有する人材が必要とされますが、町ではそれを支援する方策として、どのような取り組みを行い、またこれからの展望を考えておいでなのかお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問の地域を担う人材確保の方策につきましては、まち・ひと・しごと創生法の目的とする国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成するまちの創生、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を確保するひとの創生、地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するしごとの創生、これらの取り組みと同様の目的を持つ取り組みであるとと考えております。

本町におきましては、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略がその方策に当たるものと考えております。中でも切れ目のない充実した子育て支援や国のGIGAスクール構想に先駆けた小中学校児童生徒への一人一台タブレットの導入などの教育の充実、小中学生および高校生と町長との対話によるまちづくりへの参画、企業支援や企業誘致による仕事の確保などの取り組みは、地域人材の育成と確保につなげる取り組みとして重要であると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

これからも人材育成につきましては、十分、支援をお願いしたいと考えております。

続きまして、5番目の質問をさせていただきます。

開の国プロジェクト構想の交通ネットワークの充実についてでございますが、これは先ほどの県土の強靱化にもつながりますが、地域道路の充実の事業化、整備化に向けた検討、加速という構想の中に、身延町に関わる路線は直接含まれていないようですが、過去、幾度も一般質問や請願に挙がっている三沢～市之瀬間のバイパストンネル構想であります。これは国道に次ぐ主要地方道であり、中部横断高速道路や国道52号線が通行止めになったときの緊急輸送路であり、災害や観光面においても計り知れないほどの利便性や経済効果が期待できるものであります。

最近の経緯を説明いたしますが、今から5年前、地域、地元住民による三沢～市之瀬間バイパスを実現する会が各集落の地区役員80名を通じ、組織され、実現に向け、わずか5カ月で1万4千名弱の署名を集め、実現を切望いたしました。この会の活動は、2019年に身延町議会、市川三郷町議会において満場一致で請願受理され、同8月には両町の町長から長崎知事へ要望書が提出をされております。

さらに同年、県議会においても当時の遠藤浩、望月利樹県議からの、この懸案の質問について、町内の峠を越えない生活道路、緊急道路、緊急輸送路、富士山火山災害の避難路として重要な路線と位置付けられ、県より前向きな答弁をいただいております。

また2020年には、三沢～市之瀬間バイパスを実現する会より、望月幹也町長に対し、再度要望書が提出され、前向きな回答をいただき、同年、以前からあった西八代縦貫道路整備期成同盟会が再開され、長崎知事に要望書を提出いたしました。

その後、翌2021年10月には、知事より会役員に面談要請があり、その中でこのバイパスにおいては40年間の要望路線であり、その重要性を理解していただいたと聞いております。

しかしながら、実情は新型コロナウイルスを理由に年1回の総会のみで、市川三郷・身延縦貫道路整備促進期成同盟会という名前に変更されたのみと、ただいまのところは形骸されつつあります。

また、昨年の6月の県議会の一般質問において、笠井辰夫県議が三沢～市之瀬間のバイパスの構築について質問され、県側としても富士川左岸の生活道路としての認識を示し、必要性を検討しているとの答弁がありました。

三沢～市之瀬間バイパスを実現する会は、熱き住民の集団であり、すべてカンパ金で意見広告、のぼり旗、ステッカー等を作り、地域を盛り上げた活動を行っております。

今回の知事選においても、直接、会としての活動ではないにしろ、個々の地域住民の熱望が知事の支持を受け、県下でもトップクラスの得票率に表れていると感じているところでございます。

なお、実現を遅らせる要因の1つとして、縦貫道路整備の主な路線が身延町にあるにもかかわらず、所轄が市川三郷町の会長、事務局であることから、住民の意思に反し、身延町の積極性が感じられないように思われます。これだけ身近に、よい署名等の条件がそろっているのに

対し、政治判断の素早い長崎知事になぜ届かないのか、町はどの路線も大事であることは理解できますが、しかしどれもバラ色であれば県側は動いてくれません。何が町にとって、住民にとって有益な利便性が図られるのか、判断していただきたいと考えております。

「要望し、推進しております」ではなく、町が明確に、かつ強力に県に要望すべきではないか、町長の真意をお聞かせ願いたいと考えております。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

議員がおっしゃったとおり、令和元年第4回定例会、令和3年第3回定例会における答弁のとおり、本町においては、「三沢～市之瀬間バイパス」のほか、「下田原～市之瀬間バイパス」、「割石～切石間バイパス」、「新飯富橋建設」の要望をいただいております。

いずれも、地域の活性化、観光振興、災害時の避難等に大きく寄与すると考えております。

実現に向けては、まず、第一に、山梨県社会資本整備計画に組み入れていただくことが必要です。

「三沢～市之瀬間バイパス」につきましては、1万人以上の署名を重く受け止め、今後も、引き続き市川三郷身延縦貫道整備促進期成同盟会とともに、県に要望してまいりたいと考えております。

それと、期成同盟会の会長が今、市川三郷町になっています。その件についても触れていただいたんですが、実は市川三郷・身延縦貫道というのは、市川三郷の方面から整備が順次されてきて、今、割石トンネルぐらいまでは来ている状況です。割石から先の六郷区間が、まだ手つかずのような状態で、市川としても、うちとすれば、この三沢～市之瀬間ということを手張しているんですけど、市川のほうからすると六郷間も早く整備をしていきたいというお互いの言い分もございまして、順番からいくと向こうから来ているものですから、今、会長は市川三郷町が務めているというのが実態でございまして。

以上、説明になったかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

その強靱化予算というものが、令和7年度までに4,600億円という、予算計上されている中で、ぜひとも位置付けだけでもしっかりしていただいて、緊急輸送路、富士山火山災害などの避難路、通勤の利便性による定住率向上、観光ルートの短縮化等、様々な好影響が予想されますので、ぜひとも前向きな実現についての、町としての方向付けをお願いしたいと考えております。

それでは、質問2に移らせていただきます。

質問2は、自主防災組織の育成強化をでございます。

1番目に、身延町地域防災計画により質問させていただくこととし、まず、コロナ以前より毎年実施しておりました、県よりの専門講師を招いての防災講習は、私も区長を拝命しており、受講したことがあり、内容は災害時の避難誘導や避難所での共同作業やプライバシーのことなど、有意義な講習内容でありました。

町としては、ハザードマップを策定し、警戒レベルによる避難から自主防災の組織の参加まで細かく掲載されているものを全戸に配ったということで認識しております。

そして、自主防災組織は区単位で構成され、役割分担表に基づき、有事の際には迅速な行動が求められます。ここ最近、コロナの影響もあり、また大きな台風などの大災害がなく、防災危機管理が少しだけ薄れているような気がいたしますが、防災知識を普及するため、自主防災組織の責任者および、最近では女性も含まれると思いますが、役員等を対象とした町独自の地域に即した教育講習を開催できるものであれば開催できないかと、お尋ねいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

今年度も防災専門官が講師となりまして、自主防災組織への防災講習会を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により中止といたしました。また感染防止を徹底した上で、地区から講師依頼のありました講習会のみ、防災専門官が講師として講習会を行っております。

今後は、国の新型コロナウイルスの感染症法上の5類への移行ということが言われておりますが、それにより行動制限等がなくなり、感染対策が緩和することで、人の集まる機会が増えることが予想されます。町でも引き続き計画をしていきますが、自主防災会からも防災専門官に講師の依頼をいただきまして、自主防災会と内容を検討しながら、講習会を開催していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

できれば、町のほうから地域に即した講習会等を開いていただけたほうが、地域住民としてはありがたいような気がいたしますが、そういうことも検討できればお願いしたいと考えております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

災害発生時の災害協定につきましては、峡南5町をはじめ、県内外を含む富士山周辺の市町村、また昨年10月に本町を訪れた東北の青森、岩手県の「南部藩ゆかりの地」とも大規模災害時の相互応援に関する協定を結んでいるとありますが、今から10年前、2011年3月に発生した未曾有の大災害となった東日本大震災の「南部藩ゆかりの地」における応援復旧に、本町は協定により、どのような応援を送り出したのをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町は「南部藩ゆかりの地」で交流を行っている青森県、岩手県、両県の関係市長と平成8年10月に大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書を締結しています。

震災後に被害を受けた遠野市、盛岡市から応援要請があり、相互応援協定に基づき救援物資としてミネラルウォーター8,700リットルを届けております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

あのような津波による大震災においては、協定の要請に応じて、救援物資は大変ありがたく、心強く感じられたのではないかと思います。山梨県でも物資のほか人的な応援も派遣されております。本町でも人員の要請が必要された場合、いつでも馳せ参じることができるような気概を持ち合わせていただきたいと、こういうふうを考えております。

以上で質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は今回、3点について一般質問をしたいと思います。

まず1点目、学校給食について質問をいたします。

質問する前に、本町の子育て施策は、本当に町長おっしゃっているように、日本一、素晴らしいと私も思っています。中でも学校給食費は無料だということで、お母さんたちはとても感謝をしているということをまずお伝えしたいと思います。

私に電話をしてくれて、この質問のきっかけになった方は、お孫さんが学校で給食を食べていて、そして地産地消の取り組みをしてもらいたいというようなご意見があつて、今回この質問に取り組みました。

学校給食って、本当に大切な教育の場だと思っています。子どもたちにとって本当に大事な栄養源にもなっています。夏休みなど長期な休みには体重が減ってしまうとか、それから好きなものばかり食べているからかえって体重が増えてしまっているということで、子どもたちが食事をすることは本当に生きるということで、この問題は本当に家庭だけではなくて、学校給食においても大切な問題だと思っています。

夏休みとか、そういう長期の休みには体重が減ってしまって、出てきたら減っているという子どもがいるということも栄養教諭の先生から伺っております。

最近アレルギーの子どもも増えて、安心・安全な学校給食についての関心も高くなっています。全国的に地元の食材や有機栽培の食材を使った学校給食の取り組みが全国的にも広がっ

ていて、県ぐるみで有機栽培のお米や野菜を給食にと頑張っている県もあるということも調べました。

この地産地消の取り組みを広げてほしいという声は、保護者だけではなくて、町民の皆さんにもあります。この地産地消の取り組みを進めてほしいという質問を以前にもしましたが、取り組みの状況は現在どうなっているのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

学校給食に求められるものは、安心・安全でおいしい給食が大前提であり、食育にもなり得る給食の提供も求められていると思います。

安全の中には衛生管理面と食材の安定供給があります。学校給食は提供するおおよそひと月前には、その月の献立を決めることから、献立に必要な食材と必要な量をほしいときに納入してもらえるか、また品質は使用できる状態か、大きさはある程度そろえられるか、衛生面で虫などの異物混入がないかなどの条件もあります。

これらの給食に求められる条件を踏まえて、しっかり管理され、安定供給ができる実績のある業者等から食材の仕入れを主にしております。

学校給食における地場産物の活用は、子どもたちが身近に実感を持って、地域の自然や環境、食文化、産業について理解し、食物への感謝の気持ちを抱くことができるなど、教育的な意義も有するものだと思います。

よって、地場産物の給食への活用は可能な範囲で取り入れる方向であり、現在は特産のあけぼの大豆、峡南地域として大塚にんじん、トウモロコシの甘々娘、竹炭組合でサツマイモ、森林組合で干しシイタケ、ゆばの里でゆば、学校給食会から山梨県産の米、昨年からです J A を通して身延町の農家が栽培したジャガイモ、タマネギを購入しております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

以前に私、質問したときには、たぶんあけぼの大豆だけだったかなと記憶しているんですが、だいぶ増えているということで、関係する皆さんのご努力のおかげだと思います。

栄養教諭の先生が子どもたちの栄養の指導や管理をしてくれていて、給食で出た地産地消の野菜の収穫の動画、農家の皆さんが収穫している様子を動画で撮ったものを子どもたちに見せるなどして、そういう活動にも取り組んでいるというお話も伺いました。

それでやっぱり、おじさんが作ってくれた、そのときは大塚にんじんだったんですけども、子どもたちはそのにんじんご飯もおいしく、本当に、残りがないように食べているという話を伺って、やっぱりそれも必要だなと。国も食育とか地産地消を進めているということで、先生もすごい努力をしてくれているのは、理解をしました。

ただ、例えばあけぼの大豆なんですけど、J A の指導だと3回だったかな、消毒をしたものでないと農協に出荷できないという話を聞いて、うちでもあけぼの大豆を作っているんですけど、全然消毒もしなくても、家で食べるからそれでいいと思うんですけど、やっぱりある程度

の量になると、そういうふうにしないと量にはならないし、商品にはならないのかなとは思いますが、やっぱりできたら、あけぼの大豆を作っている方が参加している消毒のものは農協に出して、自分の家に食べるものは違う畑で作ったものを食べているみたいなことも聞いたことがあるんですね。そういうことを考えると、特産のあけぼの大豆、子どもたち喜んで食べて、おいしいと思っていると思うんですけど、やっぱり保護者や住民の皆さんからしたら、本当に安全なもの、安心なものを子どもたちに食べさせたいという思いだと思うんですね。そこでやっぱり、虫がくっていたら困るけれども、3回も消毒しなくてもなんとか、見栄えは悪くても、子どもたちの給食にできるものがあつたらいいなと、そういうふうには私に思っているんですけど、昔、下部地区では自校方式で地域の方が無農薬のお米や、それから野菜を学校に寄附してくれて、それは旬のときにちょっともらうぐらいなんですけども、それでも子どもたちは、これは何々ちゃんのおじいちゃんが作ってくれたお米だよ、野菜だよ、野菜がとてもおいしかったというようなことを、うちの子どもたちが小さいときに、そういうことがあつたなというのを記憶しているんですけど、今度、センター方式になると、そういうことは難しいとは思いますが、やっぱり全国的にも有機栽培、無農薬、低農薬を子どもたちにということで実践しているところもあつて、本当に給食センターの方たちには手間だと思うんですね。ただ、本当に安全なものを子どもたちに提供するというのを、努力をしているところもあるので、やっぱり3回消毒をしたものということを見ると、もう少し、ある程度ないと駄目だから、農協の皆さんにも協力してもらったり、町でも一緒になって話し合いをするなりして、なるべく子どもたちには安心・安全なものを提供していただきたいと思いますという、私、課題があるんですよ。やっぱり、それは保護者たちや町民の皆さんも同じ思いではないかなと思うんですけど、再質問なんですけど、これについてはどういうふうな、将来的に、とりあえず今はこれでいくとしても、こういう方向で考えているということがあつたら、できたら答弁をお願いしたいんですけど。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

地場産物については、可能な範囲で取り入れている方向はありますので、今、いただいたご意見については、農協などとまた意見交換する中で対応を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私、あけぼの大豆のことを例にしたんですけど、あとはちょっと、私もよく分からないので、調べていないので分からないんですけど、あけぼの大豆、3回消毒ということで出荷されたものということで、それについて、これから農協とも相談するという事なんですけれども、町の方向性としてそういうふうな、安心・安全なもの、もちろん安心・安全だと思うけど、より安心・安全なものを子どもたちに、給食で使うということについて、どうなのかと思いますけど、町長、いかがでしょうか。この3回消毒したものを子どもたちにと。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

消毒しないで、良いものが採れば、本当はいいんでしょうけど、あけぼの大豆の例を言いますと、現状として、消毒をしないで栽培している団体もごさいます。それも出荷をするんですけども、それを買った方が有機栽培とかそういうことを考えずにものが悪いという批判が出るんですね。そうすると、あけぼの大豆を今まで、ものが良い、品質が良いという評価が崩れてくることもあるんです。今回は、学校給食ですから、そういうことはあまり考えなくていいんですが、先ほど学校教育課長が申し上げましたとおり、今、あけぼの大豆にしてもそうですし、大塚にんじん、甘々娘とか、あとは竹炭ですか、サツマイモ、干しシイタケ、森林組合、こういう団体に今後、消毒の在り方については、検討させていただいて、一緒に考えていければというように考えています。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

やっぱり無農薬で作っていると、どうしても虫があるし、それは農協には出荷できないと言っていました。だけどやっぱり選別をして、悪いものは取り除いて、良いものだけをお店には出しているということを知っていたので、その中にそういうものがあると、ちょっと私も分からなかったんですけども、現実にはそういうことがあったということで、農協に出すのには3回して、良いものでないと取り扱いをしてもらえないからという話は伺っていたので、ちょっとそれを子どもたちがということで、できたらそれをなんとかしてもらいたいなと思ったんですけども、そういう方向でしていただけるということで分かりました。

では2つ目なんですけど、町内で大量に小麦粉を作っている方が給食で使ってもらえたらと話をしていましたが、実現はできないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

先ほどの質問でもお答えしましたが、地元産食材も給食に活用できる条件に合致すれば取り入れは可能です。仕入れ先は、農薬の使用状況の確認、品質の確保、一定量の確保などの観点から基本、個人からの直接の買い取りでなく、JAなどの団体に出荷し経由していただく必要があります。

給食用食材に提供を考えている生産者の方は、地元JAに相談していただければと思います。

なお、小麦粉については、原料そのままの購入はデザート用カップケーキなどに少量であり、パンは学校給食会が施設立ち入り検査により衛生管理状況を確認した製造業者から購入しております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

昔は、パンに使った小麦粉って外国から輸入していて、船の中で薫蒸をたくさんして、それをパンにして食べていたということがあって、やっぱりアレルギーの原因にもなっていたということがありますが、これも町内で、県内の小麦粉を使っていると。米粉のパンもあるという話も伺ったので、それも県内産のお米から出た米粉のパンを作っているということで安心をしました。

次に3番目なんですけれども、地域の食材を使う学校給食が、地元の農家支援、地域経済を活性化させることにもなると思うが、町としてどう考え進めていくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えいたします。

学校給食への地場産食材の供給は、児童生徒が毎日食することから食材を供給する地元農家への経済的な効果は、一定程度あると思われます。

学校給食は児童生徒が毎日食する食材を予算の制約の下、衛生面も十分考慮し、継続的に提供する必要がある、購入価格も納入する量も安定性が求められます。

このような給食食材に求められる条件を踏まえると、現状、食材をストックし、販売調整ができ、品質等の確認ができるJAに出荷していただくことで、給食への安定的な食材提供ができると思います。

購入になれば生産者の所得機会の創出になり、多少なりとも地域経済の活性化につながると思います。

生産者にとって、地場産食材を学校給食に供給することは、教育現場と地域社会の連携を築き、新たな販路として経済効果も期待できるとともに、子どもたちの食を支える立場から農業従事者のやりがいや高齢農家にとっても生きがいにつながることも期待でき、地域の活性化につながると思います。

学校給食への地元食材供給を進めるに当たり、その地域の状況に応じた供給方法を考慮する必要があると思いますので、JAなどの団体の協力を得る中で、地元食材の活用の検討を進めてまいりたいと思います。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

これも私、大事なことではないかなと思っているんですけども、やっぱりお年寄りが子どもたちのために、子どもたちの口に入るものを作っているということは、生きがいにもつながってくると思うので頑張れるという話も聞いていますので、ぜひ、町としても農協を含めて、どういう形がいいのか、どういうものができるのかということも今後やっぱり、町の発展にもつながることですので、ぜひそれは答弁どおり進めていっていただきたいと思います。

それでは、2点目の高齢者も安心して暮らせる町にということで質問をいたします。

午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、身延町地域支え合い協議会というのがあ

りまして、どういうものかというのは先ほどの同僚議員の質問の中で説明をしていただいたので、皆さん分かってくれたと思うんですけど、その下部地区の話し合いの中で、町内の一人暮らしや、それから昼間一人でいる高齢者の切実な実態についての話が本当にたくさん出ました。

例えば、不用品回収業者の電話がすごく多く、このところなっていると。そして、けども、その人たちは、全部とは言いません、中には最終的には金を目的として、次には何があるかということでどんどん引き出して行って、金を目的としているというような例が多かったという話もありました。そして一人暮らしの高齢者が業者と話をしているときに、近所の男性が通りかかったら、そそくさと帰ってしまったということとか、それから家の点検といって上がり込んで修理費用を請求する業者もあったということです。それから怖いので雨戸を閉めているけど家の中には居るからと、地域の民生委員に連絡してきた方もいらっしゃったという話も聞きました。オレオレ詐欺で、お金を取られたという人もいました。私の家にも、役場ですけど還付金がありますという電話がありました。

全国的にも高齢者が狙われる犯罪が多く、今、本当に空き巣でなくて居ても、押し入って殺してしまうような、本当に残虐な、そういう犯罪があとを絶たない、そういう現状の中で、本当に皆さん、一人暮らしの方たちは怖い思いをされているのではないかなと、この話し合いの中でも私、こんなに多くあるのかなということで、これはなんとかしないといけないのではないかなということで、今回、質問をしました。

そういう実態もありますけれども、町として、この実態の把握はされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

議員がおっしゃるように、毎日のように新聞に高齢者を狙った電話詐欺の記事が掲載されております。町では被害の実態は把握しておりませんでしたので、南部警察署に確認をいたしました。

令和4年1月から12月の1年間の身延町内での電話詐欺の被害件数は0件で、詐欺の予兆電話、アポ電による南部警察署への通報は10件との回答をいただきました。

アポ電の10件ですが、南部警察署に通報があった件数でありまして、実際はアポ電があったものの通報されていない数があると思われまして、アポ電は自分が騙されなかったとしても、他の人が騙されてしまうということがありますので、アポ電がありましたら南部警察署に通報していただくよう、また併せて詐欺の被害にあわないように広報みのお等で町民の方に周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

町として実態の把握はされていないということで、南部署に聞いたということなんですけど、南部署に電話する人って、そんなに私、いないと思うんですね。実際はもっとたくさんの皆さんが怖い思いをしているのではないかなと思うんですね。

本当は、全町的にちゃんと実態調査したほうがいいかなと思うんですけど、そうするとやっぱり民生委員とか、ちょっと負担が掛かってしまって申し訳ないので、できる限りの機会で聞き取り調査するとか、いろんな町の機関なんかで、こういう例があったということを知り取って、それをまとめて皆さんが、どういうところが怖いのか、どういうところに不満を持っていて生活しているのかということをやっぱり考えていかないと、先ほどのように雨戸を全部閉め切って、家の中にいるからねというような人も、怖くてそういう手段を取らざるを得ない人もいますから、やっぱり高齢者だって安心して暮らしていける町にしていかなければいけないので、こんなに事件が多くて、本当に皆さん不安を抱えていると思うんですね。なので、ぜひ聞き取り調査ぐらいはいろんな機関で、できる範囲でしていただいて、どういう手段が有効なのかとか、そういうことも検討する必要があるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、確かに高齢者の方が怖い思い、不安になっているということは想像できます。また各町とか、いろんな方とそういった、今、おっしゃるように聞き取り調査等をまた、いろいろなどころでお話を聞きながら、そういったことをまとめられるような形で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

2番の犯罪対策として、自動応答録音装置や自動応答録音装置付電話機に補助金があるが、5千円ですけど、利用状況はどうでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

町では、悪質電話詐欺等の犯罪を未然に防止するため、自動応答録音装置や自動応答録音装置付きの電話機など、悪質電話詐欺対策機器の購入に対して補助を行っております。

町内に住所を有する65歳以上の方がいる世帯が対象で、購入費および設置費の2分の1の額で5千円が上限額となっております。

平成28年度の補助開始から令和5年2月までで、19世帯がこの補助金を活用して機器を設置しております。

区長会の資料で周知をしておりますけれども、引き続き広報等を利用し、周知利用促進のほうを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

利用率はすこぶる悪いですよ。本当は、これだけ犯罪が、これは2月までということなんですけれど、これだけ犯罪が多くて、やっぱり怖くて電話に出ないという人も結構いるんですよ。なかなか連絡が取れないというお年寄りもいるんですけど、私、もう少し、利用しやすいような工夫をする必要があるんじゃないかなと思うんですけど、例えば蕪崎市の担当者に聞いたんですけど、蕪崎市は自動応答録音装置だけしか使っていないと。そして、この1万3,210円の、この自動応答録音装置に1万円の補助金を出しているそうです。それで委託した市内の電気業者に取り付けてもらって、そして、その取り付け業者がこういうふうを使うんですよと使い方も指導しながら写真を撮って、市に申請をするということで、担当の方は高齢者の見守りにもなると話をされていました。これは、蕪崎市はすごいなと思ったんですけど、やっぱり高齢者が自分で付けるわけにいかないし、買いに行くわけにもいかないから、やっぱり市内の業者に、もうみんな知っている市内の業者に来てもらって取り付けしてもらって、使い方まで教えてもらおうと。1万3,200円で、今、5千円の補助だから1万円になると大変だとは思うんですけど、これだけやっぱり被害が多くある中では、どうしたらその被害を減らせるかということを考えたら、やっぱり1万円出してもらって、市内の知っている業者に取り付けてもらうということは、私はとてもいいなと。そして見守りにもなるということで、蕪崎市は良いなと思ったんですけど、最初、課長と話をしたときに5千円、これ以上は出せませんみたいなことを言っていたんですけど、もちろん予算が大変とは思うんですけど、やっぱりでもこれだけ被害があつて、高齢者が電話に出るのも怖くて出られないというような方がいらっしゃる中で、どういう方法があるかなと思ったらこういうような、やっぱり値段を上げるとか、取り付けやすくするとか、そういうことをしないと、私、利用は伸びないと思うんですけど、それは、町長、いかがでしょうか。課長はもうこれ以上、出ないよと言っていたんですけど。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

補助要項で、課長はこれ以上、出せないという発想だと思います。この補助金もだいぶ前に設定をしたもので、昨今の機材の物価上昇で物も高くなっていると思うんです、当時と比較して。この5千円の補助額については、財政当局とかと相談をしながら、見直しを検討したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ありがとうございます。ぜひ見直しをして、利用しやすいような制度にしていきたいと思います。ありがとうございました。

そして、3番目は高齢者が安心して暮らせる町にするために、本当にこれは難しい問題と思うんですね。だけれども、なんとか難しいといっても対策を立てないと、これ以上、安心して暮らせる町にならないので、ぜひ対策を立てるべきだと思いますけれども、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

2月15日の山梨日日新聞の記事にもありましたが、南部警察署が管内計30の金融機関や郵便局、コンビニエンスストアの従業員を電話詐欺防止スタッフに委嘱して、電話詐欺被害の水際対策を強化するという記事が載っておりました。即時効果のある対策は、非常に難しいんですけども、町も引き続き高齢者の交通安全教室等において、詐欺の注意喚起を行い、併せて南部警察署とも連携して、防災行政無線で町民の皆さんが詐欺の被害にあわないように注意喚起をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

町ですといたら、南部警察署と連携して防災行政無線で放送するぐらいで、もうちょっとなんとかならないのかと私は思うんですけど、その地域支え合い協議会の話し合いの中で、防犯対策としてパトカーが巡回しているだけで抑止力につながると。そして住民が安心できるという声も出ているんですね。忙しいとは思いますが、やっぱりパトカーでいろんなところを回ってもらう。下部地区で出たのは、ちょっと大きい道路しか走っていないので、もうちょっと狭い道路も走ってくれるとありがたいなというような要望があって、ぜひこれは検討していただきたいという声があったんですけど、警察にお願いをするというようなことが1つだと思えますね。やっぱり、さっきおっしゃった電話詐欺防止員を委託という、この新聞も読んだんですけども、これもあるし、巡回してもらったり、それから近所の声掛けをしたりということで、いろんな対策を密にやっていかないと、これはなかなか難しい問題で、防ぐのは難しいなと思っています。

それで、この電話詐欺で、コンビニに行ったり、行ったらもう駄目で、そこでストップすればいいんだけど、そのときに怖い思いをしたりというのは、それは経験してしまうわけだから、しないために何をするのかということ、もうちょっと力を入れてやらないといけないのかなと思いますので、警察の皆さんに、忙しいとは思いますがお願いをするとか、そういうようなこともきっと抑止効果があると思うので、いろんなところは、もうこれからもそれだけではなくて、知恵を絞りながら、みんなでやっぱり高齢者も暮らしやすい町にするためには、努力をしていく必要があると思うんですけども、とりあえず、その警察の巡回の件については、町としては要望をしていただけますか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

今、いただいたことを、警察のほうにも相談をさせていただいて、また巡回をしていただけるような形でお話していきたいと思えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ありがとうございます。地域支え合い協議会の話の中でもそういうような要望がありましたので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

それでは、3番目の最後の質問です。

おくやみ支援コーナーの設置をということで質問いたします。

家族の死亡届を出したあとの手続きがとても大変だったという声が多くありました。町でも、私が聞いたときに、ワンストップで努力をされているということを伺いましたけれども、そういう努力はしていることは理解しているんですけども、少しでも町民の皆さんの負担が軽くなるような努力はすべきではないかなと思っていますので、今、そのおくやみ支援コーナーというのはないですけども、できたら、その支援コーナーを設けて、それはきっと予約かなんかになると思うんですけど、少しでも負担が軽くなるようなことをしていただきたいと思いますけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

お答えいたします。

死亡届を提出されたあとの手続きにつきましては、通常、遺族の方により後日、各種の手続きが行われています。現在、手続きの所要時間は亡くなられた方の状況等にもよりますが、おおむね1時間程度で手続きが終われるよう、簡略化も含め必要書類作成の支援をしております。

手続きができます窓口箇所は本庁舎の町民課、身延・下部両支所および久那土・古閑出張所内で、どの窓口でも着座により手続きがされております。

昨今、県内の市町村で、規模の大きい市の役所内におくやみコーナーとして専門の窓口を設け、予約により一括での手続きを取られているところがあります。

本町での手続きに関してもそれらと変わりなく、窓口において手続きを一括で受け付けるワンストップでの取り次ぎがされており、複数の窓口に出向くことなく簡略化が行われて、遺族の方に寄り添いながら窓口での書類作成のサポートを行い、負担の軽減を図っております。

また、遺族の方が手続きに訪れます際に、事前に電話をいただける方もおりますが、職員もお亡くなりになった方が事前に把握できておりますので、窓口担当者も必要書類が準備できており、現在はこの窓口においても支障なくスムーズに手続きができております。

今後も引き続き手続きの簡略化をさらに進め、予約制なども検討しながら利便性を高め、遺族の方の負担軽減や不安の解消につながるよう、寄り添いながら遺族のサポートに努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

もちろん、私、最初に言ったように、この町でも町にしたら珍しく、早くからワンストップで、座っていたら、いろんな課の書類が来るようになってきているというのは理解しています。努力をしてくれているのは分かっているんですけど、甲斐市に、おくやみ支援コーナーということで聞きました。そうしたら、2日前に予約をして、行ったときに、市に登録されている個人

情報の一部を書類に印字してあって、そして記入事項を最小限にする、住所とか氏名とかはもう行ったときに印字をしてあって、あとの必要な事項を書くということで、やっぱり死亡届が提出されたあとの手続きについてということで、いろんなものがありますよね。これに最初から住所、氏名とか全部書くではなくて、甲斐市みたいに予約をして、そういう基本的なものは印字してあって、あとは必要な事項を書くということにすれば、もっと私、利便性があるんじゃないかなと思いますけど、小さな町だから、どこの誰が亡くなったというのは分かると思うんですけど、ただ、印字はまだされていないと思うので、それができたら、していただければ、ちょっと違うのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

現在も後期高齢者保険証などは、事前にこちらでも把握できていますので、印字等をされて、故人の、亡くなられた方の住所、氏名など印字を、こちらのほうでさせてもらっているところはあるんですが、なかなか、多岐にわたっての手続きということの中で、各種の書類があります。それらも今後検討する中で、できるものにつきましては、もちろん少しでも遺族の方のサポートに努める中で、簡略化をしていきたいということを考えていますので、今後、それらをまた、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

印字をするには、やっぱり予約をしないとできないので、予約を、甲斐市みたいに2日前に予約をして、そして住所、氏名だけでも印字をしてもらうと助かるなと思います。遺族に寄り添うような形で、ぜひ今後もしていただきたいと思います。

そういうふうに理解してよろしいですか。確認ですけど。

はい。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時55分といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告5番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問いたします。

まず、人口減少対策（総合戦略）について伺います。

まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「ひと」が中心であり、長期的には地方で「ひと」をつくる、「ひと」が「しごと」、「まち」をつくるという好循環を生み出すこととしています。そのため、総合戦略では、いくつかの重要な施策を推進しております。その中で、本町の子育て環境は、他に負けることのない素晴らしい施策・対応だと思っています。

しかし、人口減少は加速しています。目標を下回る勢いで減少しております。毎月の広報の数字、選挙での有権者数、ドキッとしてしまいます。また、1日の新聞では厳しい内容が報道されました。

本日は、この総合戦略の重要な施策について、質問をさせていただきます。

企業誘致について伺います。

この企業誘致については、昨年ちょうど1年前にも質問をさせていただきました。中部横断自動車道が開通して、町の変化・誘致活動をどのように捉えているのか伺いました。

企業誘致については、中部横断自動車道の開通は、企業誘致の好機であると。企業誘致候補地調査を実施し、町内に立地を検討している企業に対して情報提供するため、用地11カ所をリストアップ、道路情報や上下水道の情報なども合わせて資料の整備を行うとの答弁をいただきました。誘致候補地調査も前年度で終了したと承知していますが、その後の進捗、また新たな施策の展開など、その後の情報、進捗について伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、企業誘致候補地調査業務委託につきましては、令和4年3月に完了し、町内11カ所を候補地として、それぞれ面積、道路状況、土地の利用状況等について、資料として整備しました。

本町に立地を希望する企業や開発事業者からの問い合わせや相談等に応じて、情報提供を行い、企業が求める多種多様な条件等のニーズに応じた立地の支援を行うことで、企業誘致につなげたいと考えております。

今年度は、企業誘致に向けたPRチラシを作成いたしました。チラシは東京にある二拠点居住推進センター、やまなし暮らし支援センター、山梨県人会連合会、山梨県大阪事務所、山梨中央銀行において掲出を行っており、また静岡市、名古屋市、横浜市、さいたま市で行われたビジネスマッチングフェアや異業種交流会において配布を行いました。

そのほか県の産業労働部、成長産業推進課とも企業誘致に関わる情報交換や山梨県産業集積促進助成金制度と町助成金制度を連動させた助成の実施、PRパンフレットの協同制作など引き続き連携を行っております。

企業からの問い合わせにつきましては、令和4年4月以降、これまでに6件の問い合わせが

ありましたが、進展には至っていない状況となっております。

先ほども申し上げたとおり、企業の求める条件は多種多様であり、誘致は容易ではありませんが、仕事の確保は重要な施策でありますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

企業誘致は、新規雇用の創出、定住の促進や人口流出の抑制、経済活動の維持や向上に結び付く重要な施策です。

問い合わせがあった企業がどのような条件を希望し、どこに落ち着いたのか、分析することで今後の誘致活動に何が必要なのか見えてくることもあると思います。企業側で考えると土地を確保して、工場などを建設し、生産を開始するまでの期間は、できるだけ短時間を希望すると思います。この激しい環境変化の中で、何年も先の建設計画、生産計画は立てられないと思います。ほしいときが使いたいときではないかと判断をいたします。

総合戦略すべてに対してスピードが必要、時間管理は重要だと思います。いかに素早く活動の結果、PDCAができて、次の計画に反映できるか、日々完結が重要だと思います。

昨年12月に国では、デジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。

2023年度から2027年度として全体像が公表されました。ずいぶん先の話だと思っていましたが、デジタル社会の構築が進められ、人口減少に悩む地域ではドローンを使った生活必需品の配送・自動運転車が走り回る世の中を想定したデジタル田園都市国家構想総合戦略がスタートいたしました。

地方においては、地域ビジョンの再構築、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取り組みを果敢に推進するものとする。国レベルの主要KPIも示されました。様々な各地の実証実験も紹介されています。

今回のデジタル田園都市国家構想総合戦略に対して、どのように捉えているのか、お考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

国では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化、進化することとしており、この構想の実現を図るため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂した令和5年度から令和9年度までの5カ年間を計画期間とするデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定し、令和4年12月23日に閣議決定いたしました。

また、同日付けでデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案した地方版総合戦略の策定、改訂についての通知が都道府県知事宛てに発出され、各地方公共団体においては、国の総合戦略を勘案し、地方版総合戦略の策定、改訂に努めるよう周知されました。

本町におきましても、国の新たな総合戦略を勘案し、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略にデジタル技術の活用に関する内容を追加した、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略、これは仮称ですが、この策定を令和5年度に予定しております。

現在、各課において総合戦略を加速化する等の視点からデジタル技術の活用による効率的な施策の取り組みについて、内容を検討していただいているところであります。

なお、本議会に提案いたしました議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算におきましても、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託料を計上させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。この地方版総合戦略は、本町だけで推進できる内容と地域間連携や施策間連携を強めて推進する内容も多くあると思います。また、好事例も積極的に取り入れて先頭を走らなければ置いていかれると思っています。すでに峡南ネクスト共創会議や峡南地域周遊観光シェアサイクル事業などが始まっております。デジタルを活用して、地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる魅力的な地域をつくる、ぜひ地域の先頭に立って強力に進めていただきたいと思います。

次に、本町の雇用状況について伺います。

昨年も雇用状況について伺いましたが、仕事の創出では、空き校舎の活用・福祉的な拠点整備・福祉サービス施設の検討、町内企業の求人支援を挙げています。

本町の現状は、求人数に対して求職者数は半分以下で、特に医療福祉事業が厳しい状況にあると判断しています。そのため、福祉施設では要員不足で入所待機者も多く発生しているのではないかと考えております。

そこで伺います。

現状、特養では人手不足が原因で入所待機者がどのくらい発生しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

本町には、特別養護老人ホームが4施設あります。しもべ荘、みのぶ荘、みのりの里いいとみおよび、みのりの里まるたきです。

各施設とも申し込み順に待機者を管理しており、順番が近づいてきたら連絡し、入所確認をしながら手続きを進めています。

このような中で、人手不足が原因で、空きがあるが入所を待ってもらえるケースはどの施設もないということを確認いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

人手不足が原因での待機者はいないとのことですが、過去に比べて待機者数がかなり

減っていることは承知しています。

前は各施設にいろいろお話を伺ったんですけども、今回は、私も施設とのお話は聞いておりませんが、ただ各施設から求人票がかなり出されていることは間違いありません。それは確認をいたしました。ショートステイやデイサービス、こちらでの、たぶん求人票ではないかと思っています。特養での待機者を減らす動き、福祉のまち身延として安心して老後を過ごす、入所できずにいろんなところをたらい回ししなくて済むようにしたい。入所待機者に対する対応、どのような動きを取っているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者は、施設ごとに申し込み順で管理されており、順番にならないと入所できないのが通常のルールです。しかしながら施設サービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所できるよう、例外的に町から施設に申し入れをする場合があります。1つが要介護度3から5と認定されたものであって、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難なものが対象となります。ケアマネージャーが作成した意見書をもとに優先入所検討会を開催し、県の評価基準により点数化し、原則85点以上の者を優先入所対象者として施設へ通知いたします。

もう1つが要介護1、または2と認定されたものであって、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があるものが対象となります。こちらもケアマネージャーが作成した意見書をもとに特例入所検討会を開催し、県の指針による特例入所対象者の事由に該当すれば、施設へ通知いたします。

優先入所および特例入所のどちらも優先的な入所が必要な特別な理由がある場合で、特例的な手続きであることをご理解いただきたいと思います。

なお、優先的な入所を最終的に判断するのは施設となりますが、町からの申し出を尊重していただいているものと理解しています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ぜひ、身延町が福祉のまちであると言われるように待機者も減らしていただきたいし、見守っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に今期の雇用対策、新たな取り組みについて伺います。

事業者は人手不足で苦戦しています。経済活動も動き始め、特に観光産業での人の動きが活発になると予想されます。

総合戦略の目標施策として掲げている内容に対して、今期は、新たなどのような取り組みを進めてきたのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つであります、地域に根差した雇用の創出について、起業支援にかかる創業支援等事業補助金を活用された実績につきましては、令和5年2月末時点で相談件数13件、申請数6件、申請額は728万4千円となっております。

新規事業に取り組む事業者にとりましては、有効な支援となっていると考えております。

また、就業支援につきましては、過疎化、少子高齢化による労働力人口の減少と有効求職者数の減少が課題となっている峡南地域の労働市場の活性化を目的として、2月7日に就業希望者を対象にした身延町ふるさとハローワーク就職応援セミナーについて、身延町ふるさとハローワークと身延町の共催として実施いたしました。

今後もこうした活動に積極的に参画し、就業機会の創出、雇用状況の改善に資する取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。いろんな取り組みをしていただいていると理解しました。いろんな産業に携わる皆さんが現場で大変な思いをされていると思いますので、ぜひ三現主義で、現場で生の声を聞いてもらいたいと思います。実情を知らないとなかなか的を射た支援策が出てきません。よろしく願いいたします。

次に、身延町職員の提案制度実施要綱について伺います。

身延町職員の提案制度実施要綱が平成23年4月1日から施行されています。

目的は「職員の町政運営への参加意欲、及び施策立案能力の向上を図り、もって自ら課題を発掘していく自律行動型職員を育成する」こととあります。

提案の要件として、「事務能率向上・経費の節減または歳入の増加・組織の活性化・行政サービスの向上・その他新規の行政施策及び事業公益的なもの」となっています。

この制度は人材育成です。以前、新任職員教育について伺いましたが、すべては「人」からです。これは全員参加の重要な制度だと思っています。人の能力向上、レベルアップ、そして自律行動型職員を育成することによって、町政運営に参加する。これは総合戦略などすべての活動に対し、非常に重要な制度だと判断いたします。

一般企業では、発見提案制度・改善提案制度・小集団活動など積極的に取り入れて活発な活動を促しています。

そこで伺います。

この制度において、直近2年ほどの提案件数、また褒賞実績を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

直近2年の提案件数ですが、令和3年度が5件、令和4年度が3件ありました。

褒章の件数につきましては、効果が高いと認められる提案を褒章するものと規定をしております。

ますが、該当はありませんでした。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

次に新任職員の研修に、この制度の研修、提案の書き方とか、あるいはPDCAなどについての研修はあったのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

新任職員の研修について、提案の書き方等、職員提案制度の研修は行ってはおりません。

しかしながら、新任職員の不安を和らげ、職場環境に適用させる体制づくりから実施要項にありますとおり、上司や同僚の助言等によりサポートを行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

令和3年度が5件、令和4年度が3件です。提案が出ないということは、業務や組織が抱えている問題がないということなのか、提案者の資格、第4条には、職員はすべて職員提案をする資格を有しとあります。全員参加の活動です。私は最低でも年間1人1件の提案がなければ、制度が機能しているとは言えないと判断いたします。民間企業では月1人1件を目標として活動している企業もありますし、多くの改善をすることで企業力を高めています。

この活動は、ボトムアップによって提案される活動です。上司や同僚の助言等によりサポートしていると言いましたけれども、この件数では、サポートしているとはとても思えません。提案制度の目的や考え方、提案方法などが教育されていることが重要で、一度だけの説明ではなかなか理解されるとは思っていません。繰り返しの教育が重要だと判断いたしますので、ぜひ教育に力を入れていただきたいと思います。

次に、実施要綱の内容について気になる点がありましたので伺います。

実施要綱の第5条、職員提案の時期があります。「町長が期間を定めて募集するものとする」とありますが、これは随時提案を受け付ける必要を感じます。せっかくネタを思い付いたり、改善案が出て提案しないまま終わってしまうこととなります。これでは、提案しにくい環境です。改善提案など町政運営の中で気付いた内容を提案する、出された提案に対しては素早く対応して、提案者に返答する。活動を活発に進めるためには、気軽に提案できる環境づくりが大切だと思っています。この第5条について見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

令和4年度の職員提案制度の募集につきましては、9月1日から30日までの1カ月間の募集期間により実施しました。

提案につきましては、事務改善提案、施策等の提案を要件としており、自ら課題を発掘し解決していく自律行動型職員の育成を目的としていることから、ご質問の提案の時期につきましては、随時提案も可能としておりますので、積極的な改善提案等を依頼しているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

令和4年度については、1カ月間の期間募集ということで、今のお話ですと随時提案も可能としておりますということですが、であるならば、第5条も見直しても問題ないのではないかと思います。

自律行動型職員、課題解決能力は仕事の成長に重要なスキルです。総合計画、総合戦略などの推進に当たり、職員の皆さんが先頭に立って本町の課題を発掘し、町民の皆さんを巻き込んで成果に結び付けていくことが重要だと考えます。

この制度の活動がうまくいく組織は、成長が期待できる組織だと思っています。そして活動は本町の発展や町民の皆さんの福祉の向上に寄与すると私は信じています。活発な活動をぜひお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終了します。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため3月7日（火曜日）および3月15日（水曜日）は休会にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、3月7日（火曜日）および3月15日（水曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

それでは、相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時24分

令和 5 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 6 日

令和5年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和5年3月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更についての撤回について
日程第4 議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
日程第5 議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第8 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第9 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第11 議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第12号）
日程第12 議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第16 議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算
日程第19 議案第17号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第20 議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第21 議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算
日程第22 議案第20号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第23 議案第21号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算

- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 令和 5 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 5 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 5 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 令和 5 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 令和 5 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 令和 5 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 5 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 5 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 令和 5 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 令和 5 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 5 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 5 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 令和 5 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 令和 5 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 令和 5 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更について
- 日程第 4 1 同意第 1 号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 2 同意第 2 号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 3 同意第 3 号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 4 同意第 4 号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 5 同意第 5 号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 6 同意第 6 号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 7 同意第 7 号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第 4 8 同意第 8 号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

日程第49 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第50 委員会の閉会中の継続調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(13人)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
12番	渡辺文子	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭 和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤 千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第7号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

○総務産業建設常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑はないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

伊藤委員長は自席にお戻りください。

次に、教育厚生常任委員会に付託した議案第2号から議案第3号までおよび議案第5号から議案第6号までについて委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、渡辺文子君。

登壇してください。

○教育厚生常任委員長（渡辺文子君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

渡辺委員長は自席にお戻りください。

次に、予算決算常任委員会に付託した議案第9号から議案第14号までおよび議案第16号から議案第24号までについて委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

日程第3 議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更についての撤回についてを議題とします。

本件について町長から撤回理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更についての撤回について、ご説明申し上げたいと思います。

パソコン上の中に事件撤回請求書というところがありますので、そこをご覧いただきたいと思います。

令和5年第1回身延町議会定例会に上程しております、下記の議案について、身延町議会会議規則第20条の規定により撤回請求いたします。

記

件名 議案第8号 峡南広域行政組合規約の変更について

撤回の理由を申し上げます。

峡南広域行政組合臨時会において、峡南広域行政組合新庁舎整備事業の財源とする峡南ふる

さと市町村圏基金出資金について、現在は元本を下回っているため、それぞれの基金の満期時に各町に返金する旨の決定をしたので、峡南広域行政組合同規約第3条1号による峡南ふるさと市町村圏事業は継続するため、議案第8号を撤回するものでございます。

参考までに、峡南広域行政組合代表理事から各町長宛てに宛てた通知文も添付してありますので、併せてご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、町長の撤回理由の説明が終わりました。

本件については、事件の撤回案件となりますので直ちに採決を行います。

お諮りします。

議案第8号の撤回を許可することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号の撤回は許可することに決定しました。

ただいまの議決により、議案第8号は撤回されましたので、日程第10を削除いたします。

それでは、これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第4 議案第2号 身延町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

議案第2号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 身延町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

議案第3号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 身延町町営駐車場条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第5号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 身延町西嶋和紙の里特産品加工販売所の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 身延町活性化施設及び身延町相又特産品生産施設の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第12号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 令和4年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算のうち10款教育費、7項学校給食費、新給食センター調理等業務委託2, 886万4千円について反対討論いたします。

今まで中富給食センターで4人、身延給食センターで6人の調理員の皆さんが学校給食を作っていましたが、新給食センターでは調理の業務を東京の会社に委託をし、今までの調理員の皆さん8人が引き続き働いてくれるということです。

民間委託は結局、人件費の問題になると思います。民間と公共では、労働条件、身分保障、処遇の格差があり、結局は弱いところに劣悪な形でのしわ寄せが来る結果を招いています。今までの給料や条件でという約束が、いつまで続くのか疑問です。

町の担当者から民間委託をする利点をいろいろ伺いましたが、納得がいきません。調理員の確保が難しいという話ですが、私は市川の給食センターに行き話を聞きました。調理員の確保に問題はないということでした。

これまでの予算より600万円多く必要なのは、民間委託をするためのものです。子どもたちのために使う600万円は惜しいとは思いますが、民間委託をするための600万円には賛成することはできません。この町の子どもたちが食べる学校給食を作るのに、どうして中間に東京の業者を入れなければならないのか、私には分かりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

広島法明君。

○9番議員（広島法明君）

議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算のうち、10款7項1目学校給食費の細目6学校給食事業費について賛成の立場で討論します。

12節委託料3,047万5千円のうち、新給食センター調理業務委託料2,886万4千円についてですが、身延給食センター、中富給食センターの老朽化等に伴い、下山分館横に新設される新給食センターでの調理業務を民間委託する予算ですけど、3月9日の学校教育課の予算審議の際にも説明されましたが、いくつかの課題、例えば今後の調理員の確保、厨房内のリーダーの育成、新しい機器への対応、フルドライシステムへの対応などです。その課題について、現在の調理員10名は全員、会計年度任用職員で、正職員はいなく、立場はみんな同じ

ということで、直営では困難とみなし、民間委託がベストだという結論に達したと思います。

委託先の業者は、学校給食における調理等業務委託に長く十分な経験と実績があり、県内では富士川町、中央市などで13の学校給食施設を受託していると聞いています。健全で安定した給食運営の確保を図ることが期待できます。

いずれにしましても、献立は従来どおり、県職員の栄養教諭が献立の作成から食材の発注を行うので、引き続き安全・安心で児童生徒に喜ばれる給食を提供されると思います。

以上の理由等で議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算のうち、10款7項1目学校給食費の細目6学校給食事業費の新給食センター調理業務委託料の予算計上については、賛成いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

私は議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算における次の2点の事業費、管理費に対し、反対の立場から討論を行います。

1点目、8款2項2目3節道路橋梁新設改良事業費4,436万3千円。2点目、6款1項3目3節ゆばの里管理費1,739万4千円および、2款1項11目9節地域おこし協力隊事業440万円、合計2,179万4千円です。

今回、私が反対討論をせざるを得なかったことは、今後の改革プランを作成する予定はありませんという一言です。

1点目の予算は、現在、直営方式で管理運営を行っている和紙の里を令和7年度以降、指定管理者制度を採用し、西嶋和紙の里道の駅整備事業の予算4,436万3千円であり、内訳として委託料1,946万9千円、設計測量委託料1,925万円、土地鑑定評価業務21万9千円、公有財産購入費公有用地取得費2,489万4千円です。

2点目の予算は、ゆばの里管理費2,179万4千円であり、内訳として修繕費649万円、委託料505万7千円、備品購入費84万7千円、地域おこし協力隊費440万円、新規指定管理料500万円です。

現在、和紙の里の経営状態は、15年前の平成20年と比較すると、利用者数、売上高、手漉き体験者数ともに約7割が減少しております。また、同敷地内にある、みすきふれあい館の入場者数も同じく7割の大幅減少という状態にあり、令和2年度決算状況においては4,415万7千円の赤字の状態です。

食事処味菜庵は指定管理事業者であるが、3時間というわずかな営業時間のため、その効果は限定的であり、そのため令和5年度には補助金としての指定管理料200万円計上しなければならない状態になっています。

ゆばの里の経営状態は、建設当初こそ黒字経営を実現できましたが、中部横断道全線開通後は、入館者数は急激な右肩下がりになり、赤字経営が続いています。令和5年度当初予算には初めて補助金としての指定管理料500万円を計上しなければならない状態になっています。

西嶋和紙の事業につきまして、地元住民の声を聞けば、本来、伝統産業の歴史を町民が実感し、勉強学習できる施設でなければならないとしています。原材料からの処理、原料の確保、

手漉き工程など和紙の製造過程を教材にもなり得る歴史的道具を展示しながら説明できるスペースを確保すべきだったと振り返っております。

みすきふれあい館に関しては、条例を変更し、何でも企画できる施設に変更してあるにもかかわらず、相変わらず展示だけにこだわり、幅広い企画事業の積極的提案が少なく、当然、利用者も少ないという声があります。

また、味菜庵の営業時間の短さを含め、施設全体の運営に対して職員の経営感覚や積極教育など基本的なことの改善を求める声も多く聞かれます。

経営改善の基本となる人づくり、ものづくりを考えたとき、今回のように設計図を作り、新規の設備投資に目を向ける前にまず足元を見つめ、これらの住民の声に耳を傾け、この10年の間にすべきだった職員教育をはじめ、様々な運営上の問題点を明確にし、今現在の問題点を解決することを最優先に実施することと考えます。そして、そのあとで経営改革プランを作成する中で、設備投資に何が必要かを考えるのが、改善策を積み上げていく経営改善の通常の手続きと考えます。これは和紙の里ばかりではなく、ゆばの里、両方に言えることです。

総務産業建設、教育厚生、予算決算常任委員会すべての委員会において、2つの事業の総額6,615万7千円を予算計上したにもかかわらず、それぞれの担当課の答弁はまったく同じ、今後も経営改革プランの作成は予定していないとの答弁でした。

また、西嶋和紙の里、ゆばの里の道の駅としての今後の展開を考えたとき、52号線の交通量の分析は最も重要な視点であります。昨年9月の国土交通省の発表では、中部横断道自体は全線開通から1年を経過した時点で交通量は3倍に増加し、中部横断道沿線に立地する企業の取引先数は1割増、売上高は4割増、従業員数も1割増加したと整備効果の大きさを強調しています。

しかし、同時に併走する国道52号線の交通量は、開通前に比べ3割の減少との発表がありました。つまり、国道52号線を利用せずとも、道の駅が対象とする町外、県外の人々の移動は成り立っていることを物語っています。交通量および交通の地理的なリスクや政治動向への感度を高め、情報収集を通して将来を先読みし、環境変化に機敏に対応できる事業展開が今、求められています。駐車場を広げるための用地買収や施設のリニューアルの設計委託、あるいはゆばの里における地域おこし協力隊1名の人的増員や設備投資などはいったん立ち止まり、経営的問題点の本質を見つめ直す必要があると思います。

経営的問題の改善策を示し、新たな投資には必ず経営改革プランが基礎となります。各委員会における担当課の答弁の、投資に対して今後も経営改革プランの策定は予定していないという言葉の意味は、今回の多額の投資は経営改善に対して根拠のないものと言っているものと同じです。財政状況の厳しい本町において、この2つの施設の過去からの問題解決策や今後の見通しを示さない多額の税金投入予算を通すことは、行政のチェック機能としての議会の役割を放棄するものであり、議会の存在そのものの軽視につながるものと考えます。

以上、議員の皆さんには常識に訴えて私の反対討論を終わります。

○議長（上田孝二君）

ただいま2点の反対討論がありました。

1点目について賛成討論はありませんか。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私はまず1点といたしまして、橋梁新設改良事業、西嶋和紙の里駐車場の整備に関する予算、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁新設改良費、3細目道路橋梁新設改良事業費総額4,436万3千円であります。その内訳につきましては、12節委託料1,946万9千円。これは設計測量委託料と土地鑑定評価業務であります。それと16節公有財産購入費2,489万4千円であります。これは公共用地取得費でございます。総額4,436万3千円。3細目道路橋梁新設改良事業費について賛成討論をいたします。

和紙の里がオープンしたのが平成10年、1998年であります。すでに25年が経過をいたしております。来場者数につきましては、過去15年間、減少傾向にありましたが、ここ3年間はコロナ感染拡大によりまして、その減少幅については、さらに拍車がかかってまいりました。

この現状を放置してはいけないと常々考えてまいりました。和紙の里の再生・活性化は焦眉の課題である、私自身5年前から問題提起をいたしてまいりました。一般質問が4回であります。なおかつ私15回、議会報告、それぞれ身延町内配布しておりますが、そのうちの2回について、この和紙の里の問題を提起してまいりました。

遅きに失したとはいえ、来年度の予算において、当局はその施策、事業化について一定の答えを出してきたというふうに私は理解をいたしております。すなわち第一歩として駐車場を整備し、トイレの設置を行い、駐車台数を増やすとともに建物との動線を確認するということがあります。

そして、この事業によりまして、私は来場者の利便性を向上させ、その増加に結び付けようとするものであり、これは活性化・再生に向けての第一歩であります。これが、私どもは成功するために一丸となって、これは努力しなくてはいけないのであります。このための予算であることから、私は令和5年度、事業に関する、前述いたしました先ほどの予算4,436万3千円にこれは賛成するものであります。

なお、この国の補助金である社会資本整備総合交付金2,484万円を活用するため、町の財政的な負担は大きくはなっていないことを付け加えておくとともに、令和6年度以降の予算化について、私は注視をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

2点目、ゆばの里についての賛成討論がありましたらお願いします。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

議案第16号 令和5年度身延町一般会計予算について、先ほどの反対討論にご指摘がありました2点目、6款1項3目細目3ゆばの里管理費、産業課所管1,886万8千円および2款1項11目細目9地域おこし協力隊事業、同じく産業課所管ゆばの里の計上分440万円について賛成の立場で討論させていただきます。

平成15年、農林水産省、県営中山間地域総合整備事業化活性化施設、そしてゆばの里は企業組合みのぶゆばの里とよおかへ指定管理がなされております。建設当初だけではなく、コロナ禍以前は、10数年にわたり指定管理者の努力により経営努力による集客、売上も好調でありました。また、ゆばの体験設備もあり、一般観光客以外にも地元の小学生などに地元の特産

品の学びの場を提供する一方、地元の雇用創出にも貢献し、現在は正社員が10数名、パート従業員を数名、雇用しております。しかし、コロナ禍において、来場者、売上とも危機的・壊滅的な状況に陥りました。

さらには中部横断道開通に伴い、国道52号線の交通量激減は同道路に面している同施設にとっては、経営状況の悪化に拍車をかける事態となり、一刻の猶予もなく早急な対応が必要となりました。

令和5年度当初予算に1,886万8千円を予算計上し、施設のLED化による光熱費削減や体験施設改修による施設のリニューアルによる集客、SNSによる情報発信による新たな客層へのアプローチ、それに伴う誘客を行い、立て直しを目指すものであると理解しております。

また、それら新規事業への従事者として新たなアイデア創出のため、総務省事業としての全額特別交付税措置の行われる地域おこし協力隊を新規募集するものであると、所管課より説明を受けました。

しかしながら、経営再建は容易でないことは承知しております。経営健全化に向け、経営の専門家による営業経営への助言、地元豊岡地区の農産物の取り扱い増量による地域の活性化、新メニューの開発など積極的かつ具体的な営業戦略の実施、所管課による営業実態の調査、万が一、建て直しが困難な場合が生じた場合には、本事業の明確な撤退条項の検討などを要望し、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分とします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時12分

○議長（上田孝二君）

時間前ですけど、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第19 議案第17号 令和5年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、無年金の方や、これまで家族に扶養されていた方を含め、75歳以上の全ての高齢者が保険料を支払わなければならないものです。高齢者の負担を増やし高齢者の医療費を減らしていくことが目的の制度です。

コロナ禍、物価高騰が重なる中での昨年10月から75歳以上の医療費窓口負担2割化では、多くの方から次のような不安や怒りの声があります。「後期高齢者になると考えていた以上に体の異常が出てきて医療費2割負担はとても重いです。」「薬や通院回数を控えることを考えます。」「国は税金を医療費に回してほしい。」「これ以上の負担は命に直結します。」「高齢者いじめの政治だと思わざるを得ません。」「年金暮らしの高齢者はみんな泣いています。」「高齢者は長生きしないほうが良いと思ってしまいます。」「なんだか精神的に疲れます。」「このような声がありました。

医療機関からは、深刻な受診抑制が見えるとの報告もあります。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をして老人医療制度に戻すべきです。

以上です。

○議長(上田孝二君)

次に原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○1番議員(遠藤公久君)

議案第18号 令和5年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則的に75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。高齢者の医療費が増大傾向の中、1983年に制定された従来の老人保健制度を見直し、2008年に後期高齢者医療制度が施行されることとなりました。様々な議論はあったものの財源の一部

を75歳以上の高齢者が負担することになりました。従来の老人保健制度の財源は、公費が50%、国民健康保険と社会保険からの支援金が50%で成り立っておりましたが、後期高齢者医療制度では、国保と社保から支援金の負担割合を、いわゆる現役世代の保険料を40%に減らし、削減した10%を75歳以上の高齢者の保険料で割り当てることにいたしました。

2025年問題、いわゆる800万人と言われる団塊の世代が後期高齢者になり、国民の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎える、今まさにそのような状況になりつつあります。

社会保障の担い手である労働人口の減少は歯止めがかからず、社会保障費の増大、不足は避けられない状態で、現役世代の負担がより一層重くなる恐れがある中、現役世代の負担上昇抑制のために令和4年10月1日より、窓口負担は一般所得者は1割負担、現役並みの所得者は3割負担に加え、一定以上の所得のある被保険者全体の20%に当たる方にも2割負担を強いることとなりました。

この制度の導入で、2025年度には年間830億円の現役世代の負担が軽減できると見込んでおります。導入当初から高齢者いじめなどという批判がありましたが、他の健康保険制度全体とバランスを取りながら、国民皆保険制度を守るためにも必要な制度であり、わが身延町も負担分として、一般会計から2億8,878万2千円を繰り入れております。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな社会問題の一つです。様々な課題はあるにしても、本予算を成立させて、今日まで国の発展に貢献してくれた高齢者たちが病気やケガを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことが最優先であると考え、本予算に賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに反対討論はありませんか。

（なし）

反対討論がないので討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算について、反対討論いたします。

介護の社会化の期待を背負い、2000年4月に始まった介護保険制度は、利用者数や事業者数が大幅に増え続けています。より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えて

きたという点で、介護保険が大きな役割を果たしてきたことは事実です。

しかし、経済的な理由で必要な介護サービスを利用できないケースは後を絶たず、家族の介護を理由とする離職者は毎年10万人前後で推移をしています。介護現場では、深刻な経営難と慢性的な人手不足が続き、それにコロナ禍も重なり、事業の継続に支障を来たしかねない事態も生まれています。

これまで相次ぐ制度の見直しで給付は削られ、利用者負担は引き上げられ、介護報酬は低く抑えられる一方、介護保険料は上昇し続けてきました。介護保険料が高くて払うのが大変という声が多くあります。

そんな中でも、町の担当や介護の現場の皆さんは、コロナ禍の中でも献身的に努力を続けてくれています。利用者が経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用でき、介護事業者が提供できる介護保険制度にすべきです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

議案第19号 令和5年度身延町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、町民の老後における介護の不安を解消する制度として定着しているところと考えます。

超高齢化社会を迎え、介護給付に要する費用の増加は避けられないのが現状です。保険料の設定に当たっては、一般財源から3億5,952万7千円、軽減策として準備基金から2,800万円をそれぞれ繰り入れ、保険料値上げの抑制の努力をするとともに、子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら、今後も介護保険制度を維持していくべきと考えます。

町当局には、介護保険制度を円滑に実施するために第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政制度の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に生活困窮者への配慮、介護予防や相談支援事業の推進に努めていただくことを要望して、本予算の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に反対討論はありますか。

（なし）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和5年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 令和5年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 令和5年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 令和5年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 令和5年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第25号 令和5年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護
財産区特別会計予算

日程第28 議案第26号 令和5年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第29 議案第27号 令和5年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第30 議案第28号 令和5年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産
区特別会計予算

- 日程第31 議案第29号 令和5年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第32 議案第30号 令和5年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第33 議案第31号 令和5年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第34 議案第32号 令和5年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35 議案第33号 令和5年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第36 議案第34号 令和5年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第37 議案第35号 令和5年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第38 議案第36号 令和5年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第36号までは一括討論・採決に入ることに決定しました。これから議案第25号から議案第36号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号から議案第36号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第25号から議案第36号までは原案のとおり可決することに決定しました。

日程第39 議案第37号 身延町学校給食センター建設工事請負契約の一部変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第40 議案第38号 矢細工配水池機械設備工事請負契約の一部変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第41 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第42 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第43 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第44 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第45 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

日程第46 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について

日程第47 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について

日程第48 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

日程第49 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の9議案は人事案件のため討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号までおよび諮問第1号は討論を省略して直ちに採決に入ることに決定しました。

まず、はじめに同意第1号から同意第8号までの採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって同意第1号は、身延町西嶋1530番地9、笠井眞一、昭和21年12月7日生まれ。身延町西嶋474番地、野中正英、昭和24年1月12日生まれ。身延町西嶋1215番地、望月佳親、昭和26年9月14日生まれ。身延町西嶋649番地、長田達也、昭和27年9月20日生まれ。身延町西嶋1569番地、佐野葉二、昭和31年9月8日生まれ。身延町西嶋

1846番地、笠井雅樹、昭和34年1月10日生まれ。身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹、昭和35年6月29日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第2号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は身延町大塩1581番地、神宮司建夫、昭和19年8月15日生まれ。身延町大塩1341番地1、望月明夫、昭和19年10月7日生まれ。身延町大塩1955番地、依田利治、昭和20年9月9日生まれ。身延町平須2116番地、神宮寺七三、昭和21年3月7日生まれ。身延町大塩1948番地、依田丞司、昭和21年9月1日生まれ。身延町久成3295番地、佐野茂徳、昭和21年12月8日生まれ。身延町大塩1456番地、望月俊夫、昭和27年4月22日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第3号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号は身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町遅沢1843番地、川崎繁美、昭和19年5月27日生まれ。身延町福原120番地、望月敏雄、昭和19年7月26日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。身延町古長谷1154番地、星野正人、昭和33年1月30日生まれ。身延町古長谷536番地、佐野光伯、昭和33年2月16日生まれ。身延町江尻窪511番地、遠藤雄一、昭和41年3月27日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第4号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は身延町下山2371番地2、松木義幸、昭和23年4月29日生まれ。身延町下山2306番地、松木俊一、昭和29年12月8日生まれ。身延町栗倉852番地、深沢英身、昭和30年2月21日生まれ。身延町下山2473番地1、遠藤芳樹、昭和30年3月19日生まれ。身延町下山6540番地、望月正志、昭和34年3月30日生まれ。身延町下山186番地3、松村茂彦、昭和34年8月18日生まれ。身延町下山5241番地1、服部博文、昭和49年9月27日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第5号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は身延町相又753番地、市川徳一、昭和17年6月2日生まれ。身延町小田船原1273番地、遠藤勝見、昭和23年2月23日生まれ。身延町大城884番地、手塚正太郎、昭和24年10月7日生まれ。身延町相又1613番地1、望月武、昭和26年1月1日生まれ。身延町小田船原2363番地、大村一広、昭和32年2月1日生まれ。身延

町門野1084番地、佐野勇、昭和33年5月6日生まれ。身延町大城869番地、手塚憲、昭和33年10月22日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第6号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号は身延町西嶋1530番地9、笠井眞一、昭和21年12月7日生まれ。身延町西嶋474番地、野中正英、昭和24年1月12日生まれ。身延町西嶋1215番地、望月佳親、昭和26年9月14日生まれ。身延町西嶋649番地、長田達也、昭和27年9月20日生まれ。身延町西嶋1569番地、佐野葉二、昭和31年9月8日生まれ。身延町西嶋1846番地、笠井雅樹、昭和34年1月10日生まれ。身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹、昭和35年6月29日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第7号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第7号は身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町遅沢1843番地、川崎繁美、昭和19年5月27日生まれ。身延町福原120番地、望月敏雄、昭和19年7月26日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。身延町古長谷1154番地、星野正人、昭和33年1月30日生まれ。身延町古長谷536番地、佐野光伯、昭和33年2月16日生まれ。身延町江尻窪511番地、遠藤雄一、昭和41年3月27日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、同意第8号について、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第8号は身延町下山2371番地2、松木義幸、昭和23年4月29日生まれ。身延町下山2306番地、松木俊一、昭和29年12月8日生まれ。身延町栗倉852番地、深沢英身、昭和30年2月21日生まれ。身延町下山2473番地1、遠藤芳樹、昭和30年3月19日生まれ。身延町下山6540番地、望月正志、昭和34年3月30日生まれ。身延町下山186番地3、松村茂彦、昭和34年8月18日生まれ。身延町下山5241番地1、服部博文、昭和49年9月27日生まれ。以上7人の委員に同意することに決定しました。

次に、諮問第1号を採決します。

なお、採決については異議あるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と意見を付すことに決定しました。

日程第50 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配布した申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和5年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月2日に開会され、今日までの15日間、上田議長のもと私どもの提案いたしました45件の提出案件につきまして、慎重なご審議により全ての案件につきまして、ご議決、ご同意をいただき閉会を迎えることができました。

議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました、令和4年度補正予算ならびに令和5年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い、一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり、今年度も残すところ2週間余りとなりました。何かと気忙しい日々が続きます。また、季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございます。

議員の皆さまには、コロナウイルス感染防止も含め、健康に十分ご留意をいただく中で、町民福祉向上のため、ますますご活躍いただきますことをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の15日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のためなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして令和5年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上